

災害応急対策編（共通）第11部 住宅対策計画

第1章 宅地・建物の被災判定の総則

（県危機管理部、県生活環境部、市町村）

第1節 目的

この計画は、災害時において宅地建物に係る危険性の判定及び罹災証明書の発行に係る総則的事項を定めることを目的とする。

第2節 被災判定の総則的事項

1 被災判定の区分

（1）地震被災建築物応急危険度判定（災害発生後、できるだけ早急に実施）

ア 応急危険度判定は、一般的に大規模地震の直後に実施され、建築物を対象とする場合には、建築の専門家が余震等による被災建築物の倒壊危険性及び建築物の部材の落下等の危険性等を判定し、その結果に基づいて当該建築物の当面の使用の可否について判定することにより、人命に係わる二次的災害を防止することを目的とする。したがって、落下物の除去等、適切な応急措置が講じられれば判定が変更されることもあり得る。

イ 判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」の3つに分類され、居住者はもとより、付近を通行する歩行者等にもその建築物の危険性について情報提供を行うため、判定した建築物の出入口等の見やすい場所にステッカーで表示される。

ウ 建築物のほか、擁壁の傾きや宅盤の亀裂等、宅地の危険性を判定する制度もある。

エ なお、この調査は、罹災証明書の発行や、被災建築物の恒久的使用の可否を判定するために行うものではない。

（2）被災度区分判定（災害発生後、建築物の復旧対策検討のために実施）

被災度区分判定は、建築主の依頼により建築の専門家が被災した建築物の損傷の程度及び状況を調査し、当該建築物の適切かつ速やかな復旧に資することを目的とする。すなわち、被災建築物の損傷の程度、状況を把握し、それを被災前の状況に戻すだけでよいか、又は、より詳細な調査を行い特別な補修、補強等まで必要とするかどうかを比較的簡便に判定しようとするものである。

（3）被害認定〔罹災証明〕（災害発生後、復旧対策のための公的支援の必要により実施）

ア 被害認定は、災害による個々の住家の「被害の程度」を判断することを目的とし、認定基準に基づいた被害調査結果に基づき、住民からの請求に応じて市町村が罹災証明書を発行する。

イ 罹災証明は、記載された住家全壊、住家半壊等の被害の程度が、被災者に対する義援金の支給あるいは被災者生活再建支援法の適用や支援金の支給、その他各種支援策と密接に関連している。

【被災判定の一覧】

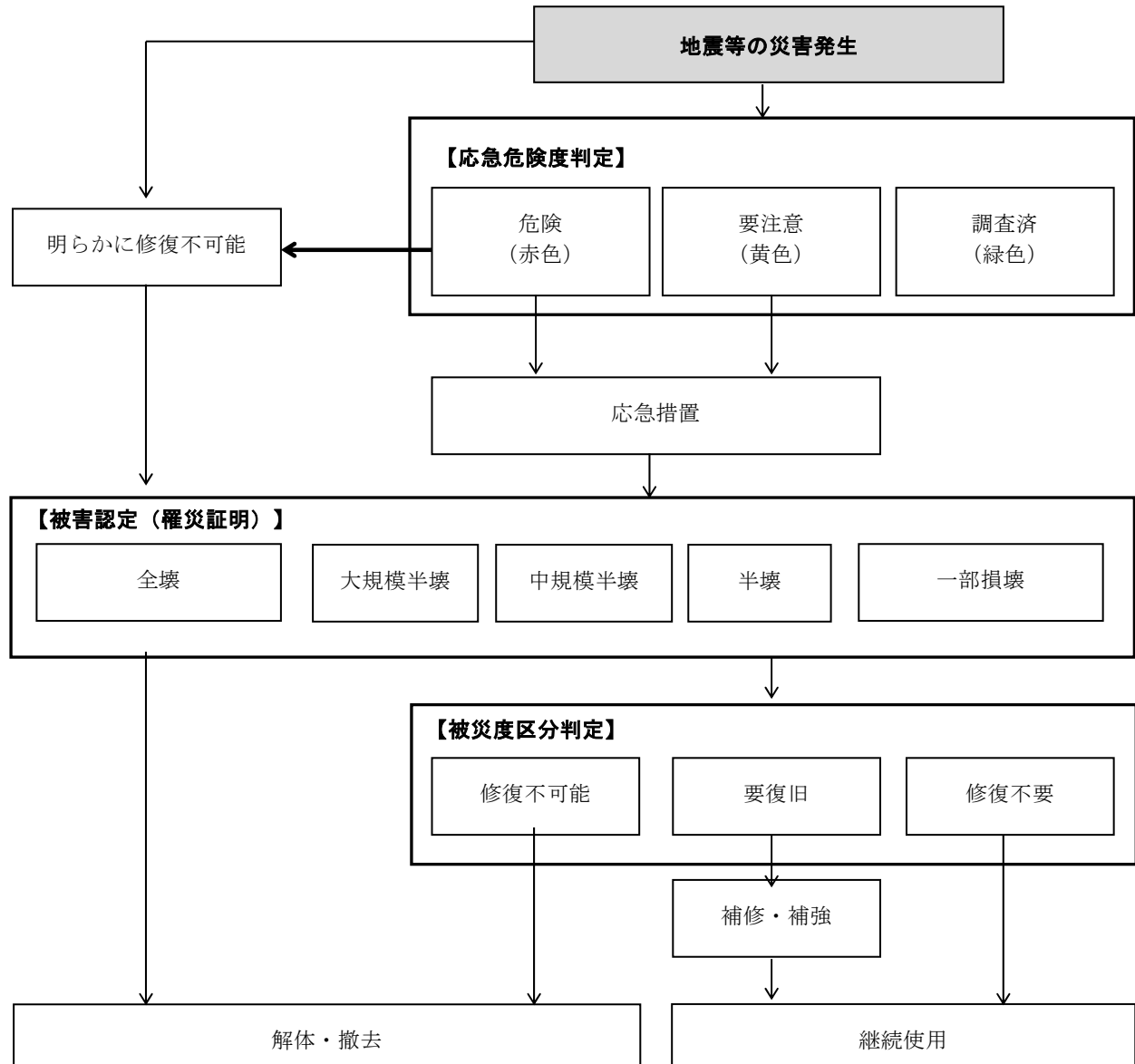
区分	地震被災建築物応急危険度判定		被害認定（罹災証明）		被災度区分判定	
実施目的・概要	余震等による建築物の倒壊及び部材の落下等による二次災害から住民の安全を確保するために、建築物への立ち入り等の可否等を判定		災害救助法や被災者生活再建支援法による支援金の受給等の公的援助や、保険金の請求や税金の控除などの措置を受けるため、被災した事実を証明		応急危険度判定において「危険」および「要注意」と判定された建築物、その他被害が生じた建築物について実施し、これらの建築物の恒久復旧前の一時的な継続使用や恒久復旧後の長期使用（恒久使用）のための補修・補強等の要否を判定	
法的根拠	規定なし		災害対策基本法第90条の2		規定なし	
実施者	県、市町村		市町村長		建物所有者	
主な支援組織等	（一社）鳥取県建築士会		県、（一社）鳥取県建築士事務所協会		建物所有者と建築設計事務所が契約を締結して実施	
調査料	無料		無料		有料	
判定結果の意味等	危険	建物に立ち入ること、近づくことは危険で、立ち入る場合は専門家に相談の上、応急措置後に実施	全壊	居住のための基本的機能を喪失	復旧不要	継続使用
	要注意	建物に立ち入る場合	半壊	居住のための基本的機能	要復旧	復旧（補修・補強）

区分	地震被災建築物応急危険度判定		被害認定（罹災証明）		被災度区分判定	
		は十分注意し、応急的に補強する場合は専門家に相談が必要		能の一部を喪失 (損害割合20～49%)	※	計画を作成し、補修又は補強を実施 ※損傷程度で細分判定
			大規模半壊	同じ (損害割合40～49%)		
			中規模半壊	同じ (損害割合30～39%)		
	調査済	建物の被災程度は小さいと考えられ、使用可能	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもの (損害割合10～19%)	復旧不可能	解体・撤去
結果の表示等	「判定ステッカー」を建築物の出入口等の認識しやすい場所に貼付		罹災証明書を発行		調査報告書	
参考となる基準・手順等	- 被災建築物応急危険度判定マニュアル（（財）日本建築防災協会、全国被災建築物応急危険度判定協議会） - 地震被災建築物応急危険度判定業務マニュアル（鳥取県建築物防災・復旧業務マニュアル（鳥取県））		- 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府） 「り災証明書発行に係る住家の被害認定業務」技術支援マニュアル（鳥取県建築物防災・復旧業務マニュアル（鳥取県））		震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針（（財）日本建築防災協会）	

2 「応急危険度判定」と「被害認定（罹災証明）」は、実施目的と判定基準が異なることに注意する必要がある。（例えば、応急危険度判定で「危険」と判定された住家が、「全壊」又は「半壊」と認定されるとは限らない。）

3 被災判定の実施フローは次のとおりである。

【被災判定の実施フロー】



※ 被害認定（罹災証明）と被災度区分判定の実施順序は状況によって異なる。

第3節 宅地建物の被災判定の留意点

宅地建物の被災判定の実施責任者は、次の点に留意して対策を講ずるものとする。

1 迅速な初動対応

特に応急危険度判定は、二次災害防止のため直ちに必要になるため、建築士等の協力を受けつつ、早急に調査を行うものとする。

また、調査実施に先立ち、調査対象家屋等の考え方（抽出型か、ローラー的に実施か）等の基本的な調査計画を早急に定めるものとする。

2 窓口の一本化

被災判定を行う時期が異なるものや、判定対象物（宅地と建物）の違い、認定業務と証明書発行業務といった業務の違い等によって対応窓口は異なると考えられるが、各々の業務には密接な関連性があるため、必要に応じて総合調整を行う窓口を設けたり、対応窓口同士で情報の共有化に努める等、効率的かつ住民の視点に立った体制を執るものとする。

3 適切な判定の実施

被災判定に当たっては、市町村内は当然のことだが、できる限り県全域においても同一の基準で実施し、住民に対して不公平感を与えることのないよう努めるものとする。

落下のおそれがある構造物等、判定に疑義が生じる部分については、随時判定方法のすり合わせを行い、実施機関での情報共有に努めるものとする。

特に、被害認定に当たっては、その結果によって被災者が享受できる支援策の種類・程度に違いが出ることを十分留意の上、性急すぎることをないよう、適正な判定を行うものとする。

4 住民への配慮

被災地における判定業務では、家屋等の被災に伴い、倒壊等の危険性や当面の身の置き場、将来的な経済負担等について不安を抱えている住民と接する機会が多いと考えられるが、これらの住民は専門家が来たことである程度の不安が解消される面があるため、人心の安定を図る意味も含め、できる限り早く調査を行うよう努めるものとする。

5 応援者への配慮

建築士等の支援を求める場合、被災地内の居住者である建築士等は被災者でもあることから、できる限り過度の負担をかけないよう、被災地外からの応援を求める等の配慮を行うものとする。

また、土地勘がない者であっても効率的に調査ができるよう、調査位置を明示した住宅地図等を配付する等、可能な範囲で事前準備を行うものとする。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 応急危険度判定の実施
- 2 被害認定（罹災証明）の実施

第2章 地震被災建築物の応急危険度判定

（県生活環境部、市町村）

第1節 目的

この計画は、地震時において被災した建築物に係る危険性を早期に判定する「応急危険度判定」を実施し、二次災害の発生を防止することを目的とする。

第2節 地震被災建築物の応急危険度判定の実施

地震被災建築物の応急危険度判定は、建築物の所有者等からの要請及び、危険と思われる建築物について市町村が実施し、主として外観調査により判定を行うものとする。

1 市町村の実施体制

市町村は、地震等により応急危険度判定が必要であると判断したときは、応急危険度判定実施本部を設置し、県に報告を行うとともに、判定士の派遣等の支援要請を行う。

2 県の支援体制

（1）県（生活環境部）は、震度5強以上の地震が発生した場合、被害情報等の収集を開始する。

（2）県本部長は、震度5強以上の地震が発生した場合、又は市町村から応急危険度判定の支援要請があった場合、県生活環境部長に対し、応急危険度判定支援本部を設置し、判定の実施に関して必要な支援を行うよう指示するものとする。

（3）応急危険度判定支援本部長に、住宅政策課長を充てる。

（4）東中西部の各総合事務所環境建築局（東部圏域においては東部建築住宅事務所）に、応急危険度判定支援支部を設置する。

（5）被災市町村からの要請に基づき、国土交通省（判定支援調整本部）や県建築士会、被災地外の市町村との調整等を行い、判定士、応急危険度判定コーディネーターの派遣等を行う。

（6）判定を実施する要員の不足が見込まれる場合は、県は、国土交通大臣及び他の都道府県に対し応援要請を行うなどにより、人員確保に努める。

3 制度の趣旨の周知

実施に当たっては、必要に応じて制度の趣旨を記載したリーフレットを配付する等し、以下の点等について住民に十分な説明を行い、混乱を招かないよう努める。

（1）罹災証明発行のための被害認定とは異なること。

（2）建築物の恒久的使用の可否を判定するものではないこと。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 地震被災建築物の応急危険度判定の実施

第3章 被災宅地の危険度判定

（県生活環境部、県県土整備部、市町村）

第1節 目的

この計画は、災害時において宅地に係る危険性を早期に判定する「被災宅地危険度判定」を実施し、二次災害の発生を防止し、住民の安全確保を図ることを目的とする。

第2節 被災宅地危険度判定の実施

1 市町村の実施体制

- （1）市町村は、地震等により被災宅地危険度判定が必要であると判断したときは、市町村災害対策本部に危険度判定実施本部を設置する。
- （2）危険度判定実施本部は、宅地の被害に関する情報に基づき、必要があると認めるときは、被災宅地危険度判定の対象となる区域及び宅地を定め、被災宅地危険度判定士（被災宅地危険度判定業務調整員を含む）の協力のもとに、被災宅地危険度判定を実施する。
- （3）被災宅地危険度判定の実施に当たっては、判定活動を円滑に進めるため、判定実施計画を作成する。
- （4）市町村は、必要に応じて県に対し被災宅地危険度判定士（被災宅地危険度判定業務調整員を含む）の派遣等の支援要請を行う。

2 県の実施体制

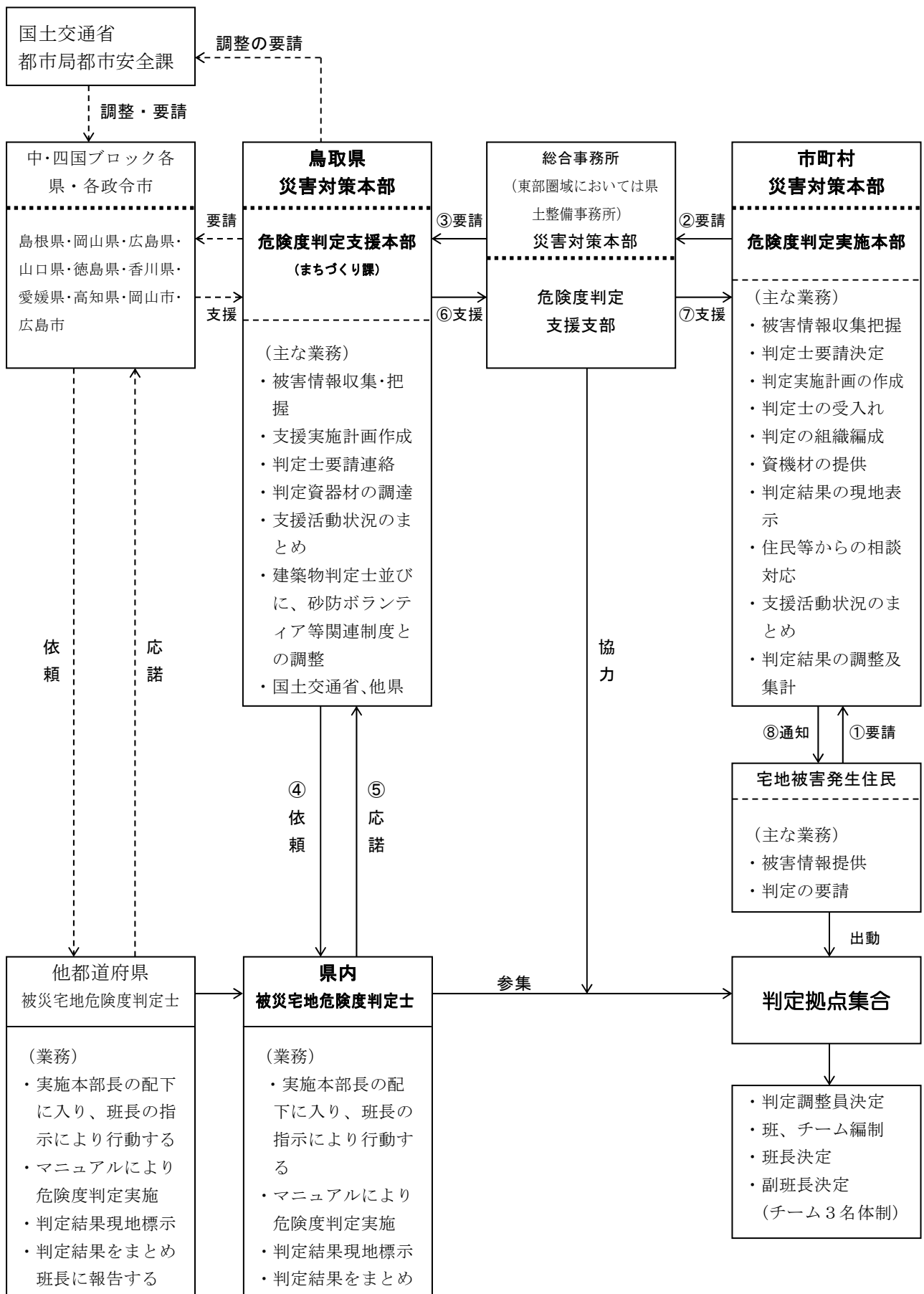
- （1）市町村からの支援要請があった場合、県本部に危険度判定支援本部を設置する。
- （2）危険度判定支援本部長に、まちづくり課長を充てる。
- （3）危険度判定支援本部は、被災市町村からの要請に基づき、被災宅地危険度判定士（被災宅地危険度判定業務調整員を含む）に協力要請を行う等の措置を講じる。
- （4）各総合事務所（東部圏域においては県土整備事務所）に、危険度判定支援支部を設置する。
- （5）判定を実施する要員の不足が見込まれる場合は、県は国土交通大臣、若しくは他の都道府県知事等に対し被災宅地危険度判定の実施のための支援を要請する。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 被災宅地の応急危険度判定の実施

被災宅地危険度判定 実施フロー



※被災宅地危険度判定士には、必要に応じて被災宅地危険度判定業務調査員を含む

第4章 被害認定及び罹災証明書の発行

（県危機管理部、県生活環境部、市町村）

第1節 目的

この計画は、災害により被災した住家の被害程度（全壊、半壊等）を判定する「被害認定（罹災証明）」を実施することで、災害による被害規模を速やかに把握し、被災者生活再建支援法及び鳥取県被災者住宅再建等支援条例の適用の可否並びに被災者が各種の支援策を受ける際に必要となる罹災証明書の発行を遅滞なく実施することを目的とする。

第2節 被害認定の実施

1 実施主体

- （1）被害認定に係る現地調査及び罹災証明書の交付は、市町村が実施する。
- （2）県は、被害認定に係る技術的・人的支援を行う。

2 市町村の実施体制

- （1）住宅の被害認定業務に係る住家の調査を行うため、建築士の派遣を必要とするときは、県（生活環境部）に派遣要請を行う。
- （2）建築士の派遣を受けるに当たっては、一般社団法人鳥取県建築士事務所協会と委託契約を締結する。
- （3）現地調査に基づく被害認定の結果を、住民からの求めに応じて罹災証明書として交付する。

3 県の実施体制

- （1）市町村から建築士の派遣要請があった場合、一般社団法人鳥取県建築士事務所協会に建築士の派遣を要請する。
- （2）その他、市町村や一般社団法人鳥取県建築士事務所協会と、必要な連絡調整を行う。
- （3）被害が複数の市町村にわたる場合、県は、被害調査や判定方法にばらつきが生じることのないよう、被災市町村間の調整を図るものとする。
- （4）県は、説明会の実施に当たり WEB 会議システム等を活用するなど、すべての被災市町村が参加できるような工夫をするよう努めるものとする。

4 調査基準等

- （1）罹災証明書により証明される被害程度の認定基準は、「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日付府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）（以下「被害認定基準」という。）」等に従って判断することとする。
- （2）また、被害認定を円滑かつ迅速に行うため、標準的な調査方法及び判定方法を示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」によって判定を行うものとする。運用指針において判定する住家の被害の程度は、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」、又は「準半壊に至らない」の6区分となる（「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」及び「準半壊」の認定基準は、下表のとおり）。

なお、半壊に至らないもののうち、鳥取県被災者住宅再建等支援条例では住家の損害割合が10%以上20%未満を「一部損壊」としている。

被害の程度	認定基準
全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、消失若しくは流失した部分の延床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半壊に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。

※全壊、半壊：被害認定基準による

※大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成19年12月14日付府政防第880号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による

※中規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（令和2年12月4日付け府政防第1746号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

※準半壊：「災害救助事務取扱要領（令和2年3月30日付け内閣府政策統括官（防災担当））」による。（令和2年3月末時点）

第3節 罹災証明書の発行

罹災証明書は、台風などの被害にあった方が保険金の請求や税の減免などで罹災事実の証明が必要なときに、市町村が被害状況を調査・確認の上、発行する。

なお、平成12年に発災した鳥取県西部地震における罹災証明書の発行申請は、14市町村で行われ、合計約1万7千件に及んだ。また、平成28年に発生した鳥取県中部地震における罹災証明書の発行件数は10市町村で合計約1万5千件に上った。

県は、迅速な罹災証明書の発行につながるよう、市町村等と連携し、ドローンやデジタル技術を活用した罹災証明書の合理的な発行方法について検討するものとする。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 被害認定に係る現地調査の実施
- 2 罹災証明書の発行

第5章 応急仮設住宅の建設

（県福祉保健部、県生活環境部、市町村）

第1節 目的

この計画は、災害により住宅を失い、又は破損によって居住ができなくなった世帯に対して、応急住宅の建設を行い、生活再建の場を確保することを目的とする。

なお、本章による応急仮設住宅の建設のほか、第7章による住宅再建対策、第14部による被災者支援計画等による対策を活用しながら、復興過程の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施するものとする。

第2節 応急仮設住宅の設置方針

- 1 県は、利用可能な公共・民間賃貸住宅戸数及び応急仮設住宅の供給能力等の情報をとりまとめ、災害救助法の適用を受けた又は適用される可能性が高い被災市町村と応急仮設住宅の設置方針を協議する。
- 2 被災市町村は、避難者、自治会等への聞き取りを行い、応急仮設住宅の必要戸数を県に報告する。
- 3 県は、被災市町村の意見を踏まえ、市町村別に応急仮設住宅の建設戸数及び借上げ戸数を決定する。なお、応急仮設住宅の供給にあたっては、公営住宅の活用や民間賃貸住宅の借上げを優先し、これにより難しい場合にはプレハブ応急仮設住宅及び木造による応急仮設住宅の建設のほか、既製の移動型応急仮設住宅の設置等を行うこととする。

第3節 住宅の応急仮設（災害救助法適用の場合）

災害により住家を失った者で直ちに住宅を確保することのできない者のうち、特に必要と認められる者に対して、あらかじめ協定を締結した団体の協力を得て仮設住宅を建設し、入居させるものとする。

＜協定締結団体＞

木造仮設住宅	一般社団法人鳥取県木造住宅推進協議会他5団体 一般社団法人全国木造建設事業協会
プレハブ仮設住宅	一般社団法人プレハブ建設協会
移動型仮設住宅	一般社団法人日本ムービングハウス協会 一般社団法人日本モバイル建築協会 一般社団法人日本RV・トレーラーハウス協会

施設の規格や供与の期間等、詳細については災害救助法が適用になった場合に、その都度定めるものとする。

1 実施者

県が行うものとする。ただし、県が直接設置することが困難な場合には、県が設計書を提示し、市町村に委任する。

2 対象者

- (1) 住家が全壊、全焼又は流失した者
- (2) 居住する住家がない者
- (3) 自らの資力をもってしては、住宅を得ることができない者

3 建設戸数及び入居者の決定

県が市町村の意見を聴いて決定する（市町村に権限を委任した場合は、市町村が行う）。

市町村は、民生委員その他関係者の意見を聴き、対象者順位を定めて、県に調査書を提出するものとする。

4 建設用地の選定

用地の選定・確保は市町村が行う。なお、選定に当たっては、できる限り集团的に建築できる場所として、公共用地等を優先する（公有地を原則とするが、無償提供される民有地等も可）。学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

5 応急仮設住宅の管理

- (1) 管理は市町村が、県の委託を受けて行うものとする。
- (2) 供与に当たっては、市町村は、入居者から入居期間等を記した入居誓約書の提出を受けたのち入居させるものとする。
- (3) 入居中も住宅のあっせんを積極的に行い、早い機会に他の住宅へ移転させるよう措置する。

6 応急仮設住宅建設の留意事項

- (1) 被災集落ごとに仮設住宅を設ける等、既存の地域コミュニティの確保に配慮する。
- (2) 一定規模以上の仮設住宅の集落ごとに集会場を整備し、巡回相談や健康相談等の拠点とするとともに、仮設住宅におけるコミュニティの維持増進を図るものとする。
- (3) 災害救助法による応急仮設住宅を供与できる期間は原則2年とされる。その期間の延長を図るべき場合における内閣府との連絡調整は、県が行うものとする。（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づく特定非常災害の指定、及び建築基準法に基づく応急仮設建築物の許可期間の延長が必

要)

- (4) 応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり防止のための心のケア、入居者のコミュニティの形成及び促進に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。
- (5) プレハブ応急仮設住宅及び木造による応急仮設住宅の建設も含めた複数の供給体制により、迅速な応急仮設住宅の整備を図るものとする。
- (6) 建設中及び入居中の二次災害に十分配慮するものとする。
- (7) 民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、応急仮設住宅の設置に代えて、民間賃貸住宅を借上げ供与することも可能であるので、積極的に活用するものとする。

第4節 災害公営住宅の建設

- 1 市町村は、災害により滅失した住宅に居住していた低所得者に貸借するため、必要に応じて公営住宅を建設するものとする。
- 2 なお、以下に該当する場合においては、災害により滅失した住宅の戸数の3割以内について、3分の2の国の補助を得ることができる（公営住宅法第8条）。
 - (1) 地震、暴風雨等の異常な天然現象による滅失戸数が以下に該当するとき
 - ア 被災地全域で500戸以上
 - イ 一市町村の区域内で200戸以上
 - ウ 区域内の住宅戸数の1割以上
 - (2) 火災による住宅滅失戸数が以下に該当するとき
 - ア 被災地全域で200戸以上
 - イ 一市町村の区域内の住宅戸数の1割以上

第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 住宅の応急仮設対策の実施
- 2 災害公営住宅の建設

第6章 住宅の応急修理

（県福祉保健部、県生活環境部、市町村）

第1節 目的

この計画は、災害により住宅が半壊、半焼又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者又はそのままでは当面日常生活が営めず、自らの資力では応急修理できない世帯に対し、居住に必要な最小限の応急修理を行うことで、生活の場を確保することを目的とする。

第2節 建設資機材及び建設事業者の把握

- 1 県は、災害発生時には、応急復旧に要する資機材を調達可能な事業者を確認するものとする。
- 2 また、建築事業者等が不足するときは、他の都道府県又は市町村に協力を求める。

第3節 住宅の応急修理の相談対応等

災害により住宅が損壊した者に対して、あらかじめ協定を締結した団体の協力を得て住宅の応急修理に係る修繕事業者の斡旋等の相談対応のほか、被災により住宅内に雨水が侵入する恐れのある住宅に対する応急措置作業等を行うものとする。

＜協定締結団体＞

一般社団法人鳥取県建設業協会木造住宅推進協議会他8団体

第4節 住宅の応急修理（災害救助法適用の場合）

1 実施者

災害の事態が急迫して県による救助の実施を待つことができない場合及び災害救助法が適用され知事はその権限を委任した場合に、市町村が現物をもって実施するものとする。

2 対象者

（1）住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

災害のため住家が半壊、半焼又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者

（2）日常生活に必要な最小限度の部分の修理

災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

3 応急修理の実施方法

（1）修理家屋の選定は、県が市町村の意見を聴いて決定する（市町村に権限を委任した場合は、市町村が行う）。

市町村は、民生委員その他関係者の意見を聴き、対象家屋の順位を定めて、調査書を県に提出するものとする。

（2）修理箇所は、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理の場合、屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分を、日常生活に必要な最小限度の部分の修理の場合は居室、炊事場、便所等日常生活に必要欠くことのできない部分のみを対象とする。

（3）法による住宅の応急修理は、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理の場合、災害発生の日から10日以内に、日常生活に必要な最小限度の部分の修理の場合は災害発生の日から3月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部[※]が設置された場合は6月以内）に完了するよう努めることとなっているため、やむを得ずこの期間での救助の適切な実施が困難となる場合には、県は、あらかじめ事態等に即した必要な期間を内閣府と協議し、実施期間の延長を実施する。

※災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部

4 修理の基準等

修理の基準等、詳細については災害救助法が適用になった場合に、その都度定めるものとする。

5 事業者等との連携

県は、必要に応じて、住宅事業者の団体等と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修理を行うよう努めるものとし、災害救助法が適用されない場合においても、市町村等による住宅応急修理の促進策について協力・連携する。

第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 災害救助法に基づく住宅の応急修理

第7章 住宅再建対策

（県生活環境部、県福祉保健部、市町村）

第1節 目的

この計画は、指定自然災害により住宅に著しい被害を受けた地域（以下「被災地域」という）において、県及び県内市町村が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して給付金を交付するための措置を定めることにより、被災地域が活力を失うことなく力強い復興を促進し、もって地域の維持と再生を図ることを目的とする。

第2節 鳥取県被災者住宅再建等支援条例の適用

1 条例適用の要件

（1）対象となる自然災害

ア 県内で10戸以上の住宅が全壊する被害が発生した自然現象に係るもの

イ 1の市町村の区域において5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

ウ 1の集落においてその世帯数の2分の1以上で、かつ、2以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

エ アからウまでに掲げるもののほか、被災地域における地域社会の維持が困難になるおそれのある被害が発生した自然災害

（2）支給対象（国の被災者生活再建支援法による支給対象を除く）

ア 全壊世帯の居宅に代わる住宅の建設又は購入

イ 全壊世帯の居宅の補修

ウ 大規模半壊世帯の居宅に代わる住宅の建設又は購入

エ 大規模半壊世帯の居宅の補修

オ 半壊世帯の居宅に代わる住宅の建設又は購入

カ 半壊世帯の居宅の補修

キ 一部損壊世帯の居宅に代わる住宅の建設又は購入

ク 一部損壊世帯の居宅の補修

ケ 住宅に重大な損害を及ぼすおそれのある擁壁等の補修

コ 小規模な損壊の居宅の修繕の促進

サ その他、知事が参加市町村に協議して定める事業

※賃貸住宅にあつては、当該賃貸住宅の所有者に対して支給する。

※住宅の建設又は購入にあつては、被災した市町村と同一の市町村に建設又は購入した場合に限る。

2 支給条件

下表に示す条件の範囲内で支給される。

区分	完了期間	申請期間	交付限度額（単数世帯）
上記（2）支給対象 アの場合	3年	2年	300万円（225万円）
〃 イの場合			200万円（150万円）
〃 ウの場合			250万円（187.5万円）
〃 エの場合			150万円（112.5万円）
〃 オの場合			100万円（75万円）※1
〃 キの場合	2年	1年	30万円
〃 カの場合			100万円（75万円）※1
〃 クの場合			30万円※2
〃 ケの場合			100万円
〃 コの場合	—	1年	5万円又は2万円
〃 サの場合	知事が参加市町村に協議して別に定める。		

※1 被災者生活再建支援制度の支給対象となる場合は同制度の支援金の額を控除した額とする。

※2 応急修理を受けることが出来る場合にあつては、応急修理のために支出される額を控除した額とする。

3 鳥取県被災者住宅再建等支援条例の適用事務

（1）県

鳥取県被災者住宅再建等支援事業費補助金交付要綱に基づき、被災者に対し補助金を交付する市町村に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

（2）市町村

住宅の被害認定、被災者の住宅再建等の事業計画をとりまとめ県への提出等を行う。

第3節 住宅関連施策

その他、災害により被災した県民のために県、市町村等が行う住宅関連施策の概要は、次のとおりである。
 県、市町村及び関係機関は、これらの措置・制度の県民への速やかな広報・周知を積極的に行うものとする。

名称	措置等の概要	窓口、問合せ先
災害復興住宅融資（住宅金融支援機構等）の利子補給（※）	住宅金融支援機構等の災害復興のための住宅融資を受けられた方に対して、融資が行われた日から6年間、上限2.1%までの利子補給（6年間）	県（住宅政策課）
災害復興住宅建設資金（県の上乗せ融資）の貸付及び利子補給（※）	住宅金融支援機構等の災害復興のための住宅融資を受けられた方に対して、さらに次のような上乗せ融資を行うとともに、融資が行われた日から6年間は無利子 ＜融資限度額＞ 400万円（6年間無利子）	県（住宅政策課）
住宅相談窓口の開設	災害により住宅に被害を受けた者に対して、あらかじめ協定を締結した融資機関（住宅金融支援機構）と協議の上、必要により被災市町村に住宅相談窓口を臨時に開設し、融資制度等を周知	県（住宅政策課）
災害復興住宅融資のあっせん	災害により住宅に被害を受けた者に対して、あらかじめ協定を締結した融資機関（住宅金融支援機構）と連携し、資金のあっせん等を行う	県（住宅政策課）
地すべり関連住宅融資	被災した住宅を移転又は建設しようとする者への融資あっせんについて、災害復興住宅融資と同様の措置を講ずる	県（住宅政策課）
民間賃貸住宅への家賃補助（※）	被災された方が民間賃貸住宅に入居された場合に、県と市町村で家賃の一部を補助 ＜補助限度額＞ 月額3万円	県（住宅政策課）
民間借り上げ空き家への家賃補助（※）	市町村が借り上げた民間空き家に被災された方が入居された場合に、県と市町村で家賃の一部を補助 ＜補助限度額＞ 月額3万円	県（住宅政策課）
災害援護資金の貸付	住居の全壊又は半壊などの被災者の方に対して、災害援護資金を貸与 ＜貸付限度額＞ 350万円（10年以内に償還） ＜対象災害＞ 県内で災害救助法が適用された災害	県（福祉保健課）
母子父子寡婦福祉資金の貸付	被災された母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦あるいは40歳以上の配偶者のない女性（配偶者と離別等した方）が、住宅の改築、補修あるいは転居等を行う場合に必要な資金を貸与 ＜貸付限度額＞ 住宅改築等資金として200万円	県（家庭支援課）
県営住宅の家賃免除	被災の状況等に応じて免除の可否、その期間について判断（※被災された方が県営住宅に入居された場合に、1年間家賃を全額免除）	県（住宅政策課）
県営住宅への被災による特定入居	被災された方が住宅に困窮している場合に、県営住宅の空き家の状況に応じて入居できる	県（住宅政策課）

（注）表中（※）は、平成12年鳥取県西部地震における措置の概要（災害の態様により異なる場合がある）。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 鳥取県被災者住宅再建等支援条例に係る被害認定等の取りまとめ
- 2 住宅関連施策の住民への広報、周知

災害応急対策編（共通）第12部 文教対策計画

第1章 応急教育

（県教育委員会、県~~総務部子ども家庭部~~、市町村）

第1節 目的

この計画は、災害により文教施設が被災し、又は児童、生徒の被災により通常の実施を行うことができない場合において、応急対策を実施し、就学に支障を来さないよう措置することを目的とする。

第2節 実施責任者

- 1 文教施設の被災は、直接児童、生徒に重大な影響を及ぼすので、第一次的には学校長が応急対策を実施するものとする。
- 2 市町村立の学校にあっては市町村教育委員会が、県立の学校にあっては県教育委員会が第二次的に応急対策を実施するものとする。
- 3 県教育委員会は、市町村教育委員会が実施する応急措置について、必要な援助協力を行うものとする。
- 4 なお、国立学校及び私立学校においては、本計画に準じそれぞれ必要な対策を講ずるものとし、県（~~総務部子ども家庭部~~）はこれを支援するものとする。

第3節 応急教育実施計画

1 文教施設の応急復旧対策

文教施設が被害を受けたときは、速やかに被害状況を調査把握し、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 学校長は、所管する施設が被災したときは、災害の拡大防止のための応急措置を実施するとともに、速やかに県又は市町村教育委員会に報告し、必要な指示を受けるものとする。
- (2) 県又は市町村教育委員会は、災害の実状に応じ、応急復旧の実施計画を樹立し、速やかに応急復旧を行うものとする。

2 応急教育の実施場所

文教施設が被災した場合、学校長又は教育委員会は、次に定めるところにより応急措置を講ずるものとする。

- (1) 簡単な修理で使用可能な教室は、速やかに応急修理を行う。
- (2) 被災のため使用できない教室に代えて、特別教室、体育館、講堂等を利用する。
- (3) 校舎の全部又は大部分が使用不能の場合は、収容人員等を考慮の上、公民館、その他の公共施設、隣接学校の校舎等の利用又は民有施設の借上げを行う。
- (4) 広範囲にわたる激甚な災害のため前記の諸措置が講ぜられない場合は、応急仮校舎を建設する。

3 応急教育の方法

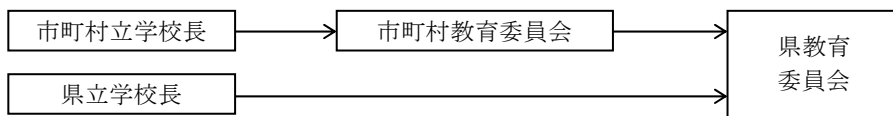
学校長は、文教施設及び児童生徒の被災の状況に応じて短縮授業、二部授業、分散授業等の措置を講ずることになるが、授業時間数については極力その確保に努める。

4 児童、生徒の災害援助に関する措置

- (1) 教科用図書の供給あつせん

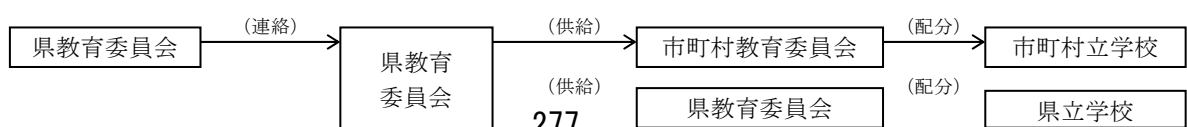
ア 教科用図書被災状況の報告

- (ア) 市町村立学校においては、学校長は、児童生徒の教科用図書の被災状況を調査の上、市町村教育委員会に報告するものとする。
- (イ) 市町村教育委員会は、市町村内の教科用図書の被災状況をとりまとめ、県教育委員会に報告するものとする。
- (ウ) 県立学校においては、学校長は、児童生徒の教科用図書の被災状況を調査の上、県教育委員会に報告するものとする。



イ 教科用図書の調達

- (ア) 県教育委員会は、県内の教科用図書の被災状況をとりまとめ、教科用図書販売会社に対し、県教育委員会及び市町村教育委員会への教科用図書の供給について連絡するものとする。
- (イ) 県教育委員会及び市町村教育委員会は、供給を受けた教科用図書を、それぞれが所管する学校に配分する。



ウ 費用は有償とする。ただし、災害救助法の適用を受ける災害により被害を受けた場合は無償とする。

(2) 就学困難な児童、生徒に係る就学援助

「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」による。

(3) 特別支援学校児童、生徒等の就学援助

「盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律」による。

5 授業料等の減免及び奨学資金の貸与等

(1) 授業料、入学選抜手数料及び入学料の減免

ア 授業料…家屋等の全壊又は半壊の場合全額免除、それ以外の場合半額免除

イ 入学選抜手数料及び入学料…家屋等の全壊又は半壊の場合、全額免除

(2) 奨学資金の貸与及び返還猶予

ア 鳥取県育英奨学資金の貸与及び返還猶予

イ 鳥取県進学奨励資金の返還猶予

6 教員確保措置

県教育委員会及び市町村教育委員会は、災害により通常の実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教員を把握し、確保する。

(1) 臨時参集

教員は、原則として各所属の学校に参集するものとする。

ただし、交通途絶で登校不能な場合は、最寄りの学校に参集する。

ア 参集教員の確認

各学校においては、責任者を定め、参集した教員の学校名・職・氏名を確認し、人員を掌握する。

イ 参集教員の報告

学校で掌握した参集教員の人員等については、別に定める報告系統により県教育委員会に報告する。

ウ 県教育委員会の指示

県教育委員会においては、前項で報告された人数、その他の情報を総合判断し、県立学校及び市町村教育委員会に対し教員の配置等適宜指示連絡をする。

エ 児童・生徒への臨時的対応

通信の途絶又は交通機関の回復が著しく遅れた場合には、各学校において参集した教員をもって児童・生徒の安否確認、生活指導に当たらせ、状況に応じて臨時授業を実施する。

(2) 退職教員の活用

災害により教員の確保が困難で、平常授業に支障を来す場合は、退職教員を臨時に雇用するなど対策をたてる。

7 給食の措置

(1) 給食施設が被災したときは、県教育委員会及び市町村教育委員会は、次の事項に留意し、適切な措置を行う。

ア 被害状況（調理関係職員、給食施設設備、給食用保管物資等）の早期調査把握

イ 災害地に対する学校給食用物資の補給調整

ウ 衛生管理、特に食中毒等の事故防止

(2) 日野郡3町については、応援協定に基づき、小中学校の給食支給について相互支援を行う。

県（日野振興センター）は必要に応じ調整を行う。

8 保健衛生の管理

学校の保健衛生については、県教育委員会及び市町村教育委員会は、次の事項に留意し、適切な措置を行う。

(1) 校舎内外の清掃、消毒

(2) 飲料水の使用

(3) 児童、生徒の保健管理及び保健指導

(4) 児童、生徒の精神面に係る配慮（こころのケア）

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 文教施設の応急復旧対策の実施
- 2 応急教育の実施
- 3 児童、生徒の災害援助に関する措置
- 4 教員確保措置
- 5 給食の措置
- 6 保健衛生の管理

第2章 文化財災害応急対策

（県総務部、県地域社会振興部、県教育委員会、市町村）

第1節 目的

この計画は、災害により文化財及び関連施設が被災した場合において、応急対策を実施することにより、文化財的価値を損なわないなど被害が拡大しないよう措置することを目的とする。

第2節 実施責任者

- 1 当該文化財の所有者・管理者等の責任において、応急対策を実施するものとする。
- 2 県は、国関係機関や市町村文化財保護部局等（以下この章において「市町村」という。）と連携し、所有者・管理者等の実施する応急措置について、必要な援助協力を行うものとする。

第3節 応急対策

1 被害状況の把握と応急措置

文化財及び関連施設が被害を受けた場合、所有者・管理者等又は県及び市町村は速やかに被害状況を調査把握し、次に定めるところにより応急措置を講ずるものとする。

（1）指定等文化財の所有者・管理者等の対応

ア 災害が発生したときには、災害の拡大防止のための応急措置を実施するとともに、文化財の被害状況を速やかに市町村へ報告し、報告を受けた市町村は県へ報告して、必要な指示を受けるものとする。

なお、災害によって交通等が遮断されるなど、被害確認が困難な場合には、所有者・管理者等は市町村へ報告し、報告を受けた市町村はその旨を県に報告する。また県及び市町村も、文化財所在地に到達可能な交通路など状況の確認を行う。

イ 災害発生時には、文化財の所在場所や被災の実態を写真、ビデオ、図示等での確かかつ詳細に記録する。

（2）県の対応

ア 通報受理後、直ちに職員を現地に派遣して被害状況の把握に努め、国指定・登録・選定文化財（以下、この章において「国指定等文化財」という。）については、その結果を文化庁に報告し、係員の派遣等必要な措置を求める。

イ 被害状況を迅速に収集し、独立行政法人国立文化財機構文化財防災センター（以下この章において「文化財防災センター」という。）に報告する。

ウ 県は「災害時等における県関係機関と市町村等との連携・協力実施計画」に基づき、被災状況の調査をし、支援方針を検討する。

（3）県及び市町村の対応

ア 災害の実状に応じ、消防局等と連携しながら被害状況を把握し、速やかに応急対策を行うものとする。

イ 現地調査の結果、二次災害の発生や、破損の進行、破損部位の滅失、散逸等の可能性がある判断された場合は、所有者・管理者等に応急措置を講じるよう指導する。

また、国指定等文化財の応急措置については、現状変更も含めて、文化庁へ実施した内容を報告する。

ウ 県民に美術工芸品、民俗資料、史料等の保護を訴えるとともに、修理、保存等の相談窓口を設置する。

2 応急対策と応援要請

被害状況の調査結果をもとに、県は市町村等と連携し所有者・管理者等とともに、今後の復旧計画の策定を行う。

（1）県は文化庁や文化財防災センターの指導を受けながら、連携して対応を検討する。

（2）県内において大規模な災害が発生し、県・市町村の行政機関の機能が著しく低下して、単独では十分に被害状況調査等が実施できない場合、県は「中国・四国地方における被災文化財等の保護に向けた相互支援計画」に基づく中四国8県2市、及び「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づく近畿2府7県及び文化財保護関係機関等への応援を要請する。

（3）建造物の被害状況確認においては鳥取県ヘリテージマネージャー協議会（仮）に、また石造物の被害状況及び修復作業等に関しては「災害時における応急対策業務等の協力に関する協定書」に基づき鳥取県石材加工組合連合会に協力要請をする。

（4）博物館・資料館等関連施設については、鳥取県ミュージアムネットワーク加盟館で定めている「災害発生時における博物館資料の活動等実施要綱」に基づく支援活動と連携する。

3 復旧対策

被害状況をもとに、県は被災文化財等の修復について技術的指導を行う。また文化庁をはじめ、関係する機関や専門家などの協力を得ながら、適切な対策を講じることとする。

また、指定文化財に関して必要があると認めるときは、文化財の修理事業等に対して補助を行う。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 文化財及び関連施設の応急復旧対策の実施
- 2 文化財及び関連施設の被害状況の把握
- 3 保存、修復等に関する相談窓口の設置

災害応急対策編（共通）第13部 農業災害対策計画

第1章 農林水産業災害応急対策

（県農林水産部、市町村）

第1節 目的

この計画は、災害時に農作物、水産資源等に関する被害が発生し、又は発生したおそれがある場合の対策を定め、農林水産業被害を最小限に留め、その安定生産に寄与することを目的とする。

第2節 農作物、水産資源等の一般的な応急対策

1 事前予防措置

台風その他の災害が予想される場合、各作物については、事前措置の徹底を図り、被害を最小限にとどめる。その措置内容（予防対策）は資料編のとおりである。

2 被害状況の把握

農作物、水産資源等に災害が発生したおそれがある場合、県（農林水産部）は速やかに被害情報の収集及び状況把握に努め、応急対策及び復旧復興対策の必要性を検討するものとする。（被害情報の収集については、第3部第3章「災害情報の収集及び伝達」を参照）

3 資機材の確保

農作物、水産資源等に災害が発生又は発生したおそれのある場合で、応急措置が必要と認められるときは、関係機関と協議の上、応急対策機材や資材が確保されるよう連絡調整を行い、被害防止に努める。

第3節 再作付対策

県は、被害によって再作付を必要とする場合には、次により応急対策を講ずる。

- 1 「災害対策用雑穀種子配付要綱」に基づき、雑穀種子を申請により供給する。
- 2 主要農作物種子（水稻、麦及び大豆）の確保について、県は必要に応じて農政局に対し助言を依頼する。
- 3 社団法人日本種苗協会の実施する種子備蓄事業により確保されている野菜種子を申請により供給する。

第4節 耕地等災害

県、市町村、その他農林業関係機関は、災害により耕地の地盤や農業用水路、農林道等に被害が生じた場合、応急的な復旧や被害の拡大防止措置を講じるものとする。その際、恒久的な復旧の必要性や、転作の可能性も勘案し、耕作者・林業者・所有者の意思を尊重しつつ、適切な対策の実施に努めるものとする。

1 地震後のため池の点検

県、市町村、ため池所有者（管理者含む。以下「所有者等」という。）等は、ため池地点周辺の気象台で発表された気象庁震度階級が5弱（堤高が15m以上のため池にあっては4）以上の地震の場合、「地震後の農業用ため池等緊急点検要領」に基づき防災重点ため池等の緊急点検を行うものとする。

（1）県、市町村、所有者等は、目視による外観点検により被害の有無、程度、緊急度を把握することとする。

（2）県、市町村、所有者等は、ため池の安全管理上必要がある場合、緊急放流、応急対策及び安全対策を実施するとともに、速やかに市町村、関係集落、消防団等に急報し、決壊のおそれのある場合は、市町村が避難指示等の発出を判断する。

（3）ため池の情報伝達は、風水害対策編第2部第3章「ため池・農業用水路・樋門の応急対策」による。

第5節 病虫害防除対策

災害によって病虫害の発生が予想される場合には、次による対策を講ずるものとする。

1 実態の早期把握

市町村及び農業団体等の防除関係者は、区域内の農作物の災害及び病虫害の発生状況等を早期に把握するとともに、県（病虫害防除所）に緊急報告するものとする。

2 防除の指示及び実施

県は、市町村、農業団体等から通報された災害状況により、病虫害の防除対策を検討し、市町村に対して具体的な防除の実施を指示するものとする。

市町村は、県の指示により緊急防除班を編成して短期防除を実施するものとする。

3 防除の指導

県は、特に必要と認める場合には関係職員による特別指導班を編成して、現地の特別指導を行うほか、非災害地に協力応援を依頼し、緊急防除協力班を編成して救援防除を指導するものとする。

4 農薬の確保

災害により緊急に農薬確保の必要が生じた場合には、県は全国農業協同組合連合会鳥取県本部及び農薬取扱事業者に対し、手持農薬の被災地向け緊急供給を依頼するものとする。

5 防除機具の確保

- (1) 市町村及び農業団体等は、区域内の防除機具を整備、把握し、必要に応じて緊急防除の実施に当たり、集中的に防除機具の使用ができるよう努めるものとする。
- (2) 県は、被災地の緊急防除の実施を促進するため必要があるときは、県下の防除機具を動員して使用するよう連絡調整を行うものとする。

第6節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 耕地被害に係る応急復旧及び被害の拡大防止措置
- 2 病虫害防除対策の実施

災害応急対策編（共通）第14部 被災者支援計画

第1章 生活再建対策

（県危機管理部、県令和の改新政策戦略本部、県総務部、県生活環境部、
県福祉保健部、県子ども家庭部、県商工労働部、県農林水産部、県教育委員会、市町村）

第1節 目的

この計画は、災害により被災した県民のために県、市町村等が行う生活確保対策及び事業経営安定のための措置について定めることを目的とする。

第2節 措置・制度の県民への周知

県、市町村及び関係機関は、被災者の生活再建対策等の措置・制度の県民への速やかな広報・周知を積極的に行うものとする。

なお、被災者生活支援に関する情報については、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるとともに、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援、サービスを提供するものとする。

また、県及び市町村は、災害ケースマネジメントによる被災者の生活復興支援を実施する場合、取組が円滑に進むよう、県民への広報・周知を行うものとする。

第3節 被災者台帳の整備

- 市町村は、被災者支援システム等デジタル技術を活用し、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成を必要に応じて行い、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。
- 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

第4節 生活再建対策

1 被災者生活再建支援法の適用

被災者生活再建支援制度は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的にしたものであり、当該制度により支援を実施するには、被災者生活再建支援法の適用を受ける必要がある。

（1）法適用の要件

ア 対象となる自然災害

（ア）災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した県内市町村における自然災害

（イ）10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県内市町村における自然災害

（ウ）100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県内における自然災害

※ただし、①（ア）又は（イ）の市町村を含む県内で5世帯以上の全壊が発生した人口10万人未満の市町村、②（ア）から（ウ）に隣接している人口10万人未満で全壊5世帯以上の市町村については適用がある。

（エ）（ア）若しくは（イ）の市町村を含む都道府県又は（ウ）の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の全壊が発生した人口10万人未満の市町村、及び2世帯以上の全壊が発生した5万人未満の市町村

（2）支給対象世帯

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯

ウ 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（大規模半壊世帯）

エ 住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（中規模半壊世帯）

オ 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯

（3）大規模半壊世帯の判断基準

住家半壊の基準	左のうち「大規模半壊」
損壊部分が延床面積の20%以上70%未満のもの	50%以上70%未満
損害割合（経済的被害）が20%以上50%未満のもの	40%以上50%未満

(4) 中規模半壊世帯の判断基準

住家半壊の基準	左のうち「中規模半壊」
損壊部分が延床面積の20%以上70%未満のもの	30%以上50%未満
損害割合（経済的被害）が20%以上50%未満のもの	30%以上40%未満

(5) 浸水等による住宅被害認定の取扱い

家屋の床材等は一度浸水すると本来の機能を喪失し、居住の快適性を著しく阻害する機会が多いことから、被害認定にあたっては、次のとおり被災者生活支援法の弾力的な運用を図る。（平成16年10月内閣府通知に基づくもの）

- ア 畳が浸水し、壁の全面が膨張し、さらに浴槽などの水廻りの衛生設備等についても機能を損失している場合等は、一般的に、大規模半壊又は全壊に該当することになるものと考えられる。
- イ 半壊であっても、やむを得ず住宅を解体する場合は、全壊と同様に取り扱うこととなるが、浸水等の被害により、流入した土砂の除去や耐え難い悪臭のためやむを得ず住宅を解体する場合は、被災者生活再建支援法第2条第2号ロに基づき、「やむを得ず解体」するものとして、全壊と同様に取り扱う。

(6) 支給条件

ア 対象世帯、支給額

住宅再建の態様等に応じて、以下の①と②の合計額（定額）を定額（渡し切り）方式で支給

	世帯人数	支援金（単位：万円）			
		① 基礎額	②住宅再建方法		
			建設・購入	補修	賃借
全壊世帯	複数	100	200	100	50
	単数	75	150	75	37.5
大規模半壊世帯	複数	50	200	100	50
	単数	37.5	150	75	37.5
中規模半壊世帯	複数	0	100	50	25
	単数	0	75	37.5	18.75

イ 対象経費

使途の限定なし

(7) 被災者生活再建支援法の適用事務

ア 県

被災者生活再建支援法が適用となる災害の内閣府等への報告や、市町村から取りまとめた支給申請書の被災者生活再建支援法人への提出等を行う。

イ 市町村

住宅の被害認定、罹災証明書等被災者の申請に必要な書類の発行や支給申請書のとりまとめと県への提出等を行う。

ウ 申請期間

(ア) 住宅建設・購入等を行う世帯への支援金（上記(5)ア②）・・・災害発生後37月以内

(イ) その他の経費（上記(5)ア①）・・・災害発生後13月以内

※ただし、都道府県は、やむを得ない事情により被災世帯の世帯主が上記の申請期間中に申請できないやむを得ない事情があると認めるときは、申請期間を延長することができる。

2 災害ケースマネジメントによる被災者の生活復興支援

市町村は、県、県社会福祉協議会、専門士業団体等の関係機関と連携し、必要に応じて災害ケースマネジメントの手法を活用することにより、被災者一人ひとりに寄り添った被災者の生活復興支援を行うものとする。

また、災害ケースマネジメントの実施に際し、市町村が、被災者の相談対応等で専門家の支援が必要と判断する場合は、県に対して専門家の派遣に係る調整を依頼するものとし、県は協定に基づき専門士業団体に対して専門家の派遣を要請するものとする。

3 その他の生活支援対策

(1) 生活支援対策

名称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
災害見舞金の支給	住家が全壊若しくは半壊した世帯主に対して見舞金を支給（同一原因による災害により、10世帯又は40人以上が被害を受けた場合） ＜見舞金上限額＞ 5万円	県（福祉保健課）
災害弔慰金の支給	災害により死亡した者の遺族に支給（住所地の市町村から支給） ＜受給遺族＞ 配偶者、子、父母、孫、祖父母 ＜支給額＞ 生計維持者が死亡した場合 500万円 その他の者が死亡した場合 250万円 ＜対象災害＞ 自然災害 ・ 1市町村で住居が5世帯以上減失 ・ 3以上の市町村で住居が5世帯以上減失（県全域で支給） ・ 県内で災害救助法適用（県全域で支給）	住所地の市町村 県（福祉保健課）

名称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
	・2以上の都道府県で災害救助法を適用（国内全域で適用）	
災害障害見舞金の支給	災害により精神又は身体に障がいを受けた者に支給（住所地の市町村から支給） ＜受給者＞ 重度の障害を受けた者（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等） ＜支給額＞ 生計維持者 250万円 その他の者 125万円 ＜対象災害＞ 自然災害（災害弔慰金に同じ）	住所地の市町村 県（福祉保健課）
災害援護資金の貸付	災害救助法の適用の場合において、災害により被害を受けた世帯の世帯主に貸付（市町村から貸付） ＜受給者＞ 災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者 ＜限度額＞ 350万円 ＜対象災害＞ 県内で災害救助法が適用された災害	住所地の市町村 県（福祉保健課）
生活福祉資金の貸付	低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯の方が、災害により被害を受けたことにより臨時に必要な資金を貸付 ＜貸付限度額の目安＞ ・災害を受けたことにより臨時に必要な経費 150万円 ・住宅の補修等に必要な経費 250万円	県社会福祉協議会 住所地の市町村社会福祉協議会 県（孤独・孤立対策課）
被災地の高齢者等の生活支援（※）	被災されたひとり暮らし高齢者、障がい者、母子家庭の母などで自宅の清掃、小修繕等が困難なため、市町村が自宅での生活が可能となるよう支援する場合に、その一部を県費助成 ＜上限助成額＞ 1世帯あたり10万円（特認20万円） ボランティアを活用して実施した場合 1世帯あたり5万円（特認10万円）	県（長寿社会課（福祉保健課））
生活福祉資金（緊急小口資金）の貸付	低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯の方で、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける小額の費用（火災等被災によって生活費が必要なとき） ＜貸付限度額＞ 10万円 ※災害の規模により、貸付対象要件が緩和される場合があります。	県社会福祉協議会 住所地の市町村社会福祉協議会 県（孤独・孤立対策課）
母子父子寡婦福祉資金の貸付	被災された母子家庭の母又は父子家庭の父（母子家庭又は父子家庭となって7年未満）に生活資金として貸付 ＜生活資金＞ 月額10.3万円（貸付期間 2年間限度、償還期限 8年以内）	県（家庭支援課）
「震災・心の健康ホットライン」	心身のストレスや精神的不安などで悩んでいる方々に対してメンタルケア相談を実施	県（健康政策課）
医師・保健師による健康相談	要請のあった市町村で、医師、保健師による健康相談を実施	県（健康政策課）
子どもの心の相談窓口	心のケアを必要とする児童・生徒に対して、児童相談所の電話や訪問により児童心理司、臨床心理士等が相談実施 教育相談電話による相談の実施	県（家庭支援課）県教委（ <u>生徒支援・教育相談いじめ・不登校総合対策センター</u> ）
図書の貸し出し支援	被災地にある図書館へ図書館司書、事務員を派遣し、被災された方への図書貸し出しについて支援を実施	県教委（県立図書館）

（注）表中（※）は、平成12年鳥取県西部地震における措置の概要

（2）授業料などの負担の軽減

名称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
県税の免除	不動産取得税、個人事業税の減免措置を実施	県（税務課）
県立学校及び私立高等学校の授業料の減免	被災によって資産が著しく損なわれ、かつ所得が一定の基準以下にある世帯に属する生徒の授業料を免除 ＜全壊・半壊＞ 全額免除 ＜上記以外の被害＞ 半額免除	県教委（高等学校課） 県（ <u>総合教育</u> <u>学術推進</u> 課） 県（医療政策課）
奨学資金等の返還猶予	奨学資金等の貸与を受けた方が、被災により奨学資金等を返還することが著しく困難になったと認められるときに返還を猶予	県教委（人権教育課） 県（人権・同和対策課、長寿社会課、子育て王国課、医療政策課）
高等学校定時制及び通信制課程における教科書学習書の支給	り災により経済的に修学が困難な方に対して、教科書等を支給	県教委（高等学校課）

（3）農林水産業金融

ア 農業協同組合、信用農業協同組合連合会、漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会又はその他の金融機関が被害を受けた農林漁業者又はその団体に対して行う経営資金等のつなぎ融資の指導あつせん

イ 天災融資法による経営資金等の融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償の実施

ウ 株式会社日本政策金融公庫法に基づく災害復旧等資金の融資あつせん

エ 株式会社日本政策金融公庫資金、農業改良資金、農業近代化資金、漁業近代化資金の既往貸付資金に係る貸付期限の延期等の措置

オ 平成12年鳥取県西部地震における主な措置

名称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
鳥取県西部地震被害農業者対策特別資金の貸付	被災された農業者が経営の安定維持のために必要な資金を借り入れた場合に、借り入れ後6年間に限り金利負担と保証料負担をゼロ	県（経営支援課）
水産業復興支援緊急対策資金の利子補給等	漁業者、水産加工事業者、漁協等に復旧に係る経費を融通した金融機関に利子補給を行うとともに、信用保証協会等に助成を行うことにより、加工事業者、漁協などの金利負担と信用保証料負担の軽減を図る。	県（水産振興課）
林業改善資金の貸付	被災された森林所有者の方に対して貸与する被害森林の整備に必要な資金について無利子 <貸付限度額> 120万円／ha（貸付期間 5年）	県（林政企画課）

カ 平成28年鳥取県中部地震における主な措置

名称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
農業施設等復旧資金の利子補給及び保証料補助	農業用施設等の復旧のための融資に対して、融資が行われた日から6年間、利子補給及び保証料補助を行い、負担の軽減を図る。	県（経営支援課）

（4）商工業金融

ア 中小企業関係の被害状況、再建のための資金需要等について速やかに把握し、政府及び政府系金融機関並びに一般市中金融機関に対し、協力融資について依頼する。

イ 金融機関に対し、貸付条件の緩和、貸付手続きの簡易迅速化等について要請する。

ウ 市町村、商工団体を通じ、国、県及び政府系金融機関が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。

エ 鳥取県災害等緊急対策資金等の貸付けを優先的に行う。

オ 平成12年鳥取県西部地震における主な措置

名称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
特別資金の貸付 ・利子補給金 ・信用保証料軽減補助金	被害を受けた企業を支援するための特別資金を貸付。 （利子及び信用保証料を6年間0%とする） <貸付限度額> 5,000万円（償還期限10年）	県（企業支援課）
県商工制度融資の償還猶予	被災を受けた中小企業が災害の前に県制度融資を利用し、約定どおり返済している場合、必要に応じて償還猶予を実施	県（企業支援課）
中小企業経営健全化資金の貸付	手形決済や商品仕入れに要する経費に対して、運転資金を貸付 <貸付限度額> 5,000万円（償還期限7年）	県（企業支援課）
中小企業設備資金の貸付	設備の更新・修繕等に要する経費に対して、設備資金を貸付 <貸付限度額> 5,000万円（償還期限12年）	県（企業支援課）
小口無担保保証融資	従業員20名以下の企業を対象に融資を実施 <貸付限度額> 1,500万円（信用保証0.6%）	県（企業支援課）
同和地区中小企業特別融資	従業員20名以下の企業を対象に融資を実施 <貸付限度額> 1,500万円（信用保証0.5%）	県（企業支援課）
小規模企業者等設備資金の貸付	従業員20名以下の企業を対象に経営基盤の強化を図るための設備導入にかかる経費を貸付 <貸付限度額> 4,000万円（償還期限7年）	県（企業支援課）
小規模企業者等設備貸与	従業員20名以下の企業を対象に経営基盤の強化を図るための設備の割賦販売及びリースを実施 <貸付限度額> 6,000万円（割賦払期間7年、リースは3～7年）	県（企業支援課）
中小企業ハイテク設備貸与	中小企業を対象に経営基盤の強化又は経営革新を行うための設備の割賦販売を実施 <貸付限度額> 8,000万円（割賦払期間7年）	県（企業支援課）

カ 平成28年鳥取県中部地震における主な措置

名称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
災害等緊急対策資金の貸付 ・利子補助金 ・信用保証料軽減補助金	直接被害又は売上高減少が生じた企業の資金調達経費を軽減。（利子及び信用保証料を当初5年間0%とする）	県（企業支援課）

中部地震復興支援利子補助金	直接被害又は売上高減少が生じた企業のうち、災害等緊急対策資金の対象とならない中堅・大企業が復旧のための融資を受けた場合、当初5年間の利子相当額を補助。	県（企業支援課）
金融機関への要請	資金調達の円滑化・融資手続の迅速化・個別事情に応じた返済猶予等の貸付条件変更を要請。	県（企業支援課）

第5節 その他の生活確保対策

県、市町村及び関係機関は、災害を受けた地域の民生を安定させるため、上記のほか被災者に対して次の対策を講ずるものとする。

- 被災者に対する職業のあっせん（職業安定法）
- 簡易保険、郵便年金契約者に対する非常貸付け、郵便貯金等預金者に対する非常払渡し、郵便はがき等の無償交付（保険事務の非常取扱要綱、為替貯金非常取扱規程、災害地の被災者に対する郵便はがき等の無償交付に関する省令）
- 小災害被災者に対する見舞金の給与（小災害被災者に対する見舞金給与要綱）
- 大規模災害発生時に、私人間の紛争が多発するおそれがある場合に、鳥取県と鳥取県内土業団体との大規模災害発生時における相談業務の支援に関する協定に基づき、必要に応じて各土業団体に無料相談の実施を要請
- 被災児童、災害等への援護
 - 県（福祉保健部）による災害により父母や保護者を失い孤児となった児童の児童養護施設、乳児院等の児童福祉施設への入所措置を実施
 - 県（福祉保健部、教育委員会）、市町村による福祉相談等の児童や保護者のメンタルケアの実施
 - 市町村による父子家庭・母子家庭になった世帯等の児童保育の支援（緊急入所枠の活用、入所手続きの簡素化等）

第6節 日本銀行による応急金融対策

1 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節

- 日本銀行は、被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託発行元銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。
- 日本銀行は、被災地における現金供給のため緊急に現金を輸送し又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図る。
- 日本銀行は、災害発生時等において、必要に応じ適切な通貨および金融の調節を行う。

2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置

- 日本銀行は、災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、日本銀行金融ネットワークシステムその他の決済システムの安定的な運行に係る措置を実施する。また、必要に応じ、関連する決済システムの運営者等に対し、参加者等の業務に支障が出ないよう考慮し適切な措置を講ずることを要請する。
- 日本銀行は、災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、資金の貸付けを行う。

3 金融機関の業務運営の確保に係る措置

日本銀行は、関係行政機関と協議のうえ被災金融機関が早急に営業開始を行いうるよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長又は休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。また、災害の状況に応じ必要の範囲で適宜業務時間の延長又は休日臨時営業を行う。

4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

日本銀行は、必要に応じ関係行政機関と協議の上、金融機関又は金融関係団体に対し、次に掲げる措置その他金融上の措置を適切に講じるように要請する。

- 預金通帳等を紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。
- 事情によっては、被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。
- 被災地の手形交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の有用等の特別措置をとること。
- 損傷日本銀行券および損傷貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。
- 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。

5 各種措置に関する広報

日本銀行は、災害応急対策に関する情報について、新聞、放送、インターネットその他適切な方法により、迅速に国民に提供するよう努める。

特に、3及び4で定める要請を行ったときは、関係行政機関と協議の上、金融機関および放送事業者と協力して速やかにその周知徹底を図る。

第7節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下

のとおりである。

- 1 被災住民のための生活再建対策の実施（災害ケースマネジメントの実施を含む）
- 2 同対策の広報、周知

第2章 健康及びこころのケア対策

（県福祉保健部、県子ども家庭部、県教育委員会、警察本部、市町村、日本赤十字社）

第1節 目的

この計画は、被災者の健康及びこころのケア対策について定めることを目的とする。

第2節 実施者

- 1 県及び市町村は、被災者が心身ともに健康を保つことができるよう努めるものとする。
- 2 また、県及び市町村は、巡回相談の実施等により被災者と接する場を設け、心身の手当が必要な者を早期発見し、その回復に万全を期するものとする。

第3節 住民に対する健康相談等

1 巡回健康相談等の実施

- （1）県及び市町村は、医師・保健師・栄養士等による避難所等への巡回健康相談及び家庭訪問を行う。
- （2）県は、市町村の要請に基づき、各総合事務所（各保健所（東部圏域においては鳥取市保健所））及び被災地以外の市町村から派遣可能な保健師等についての情報を収集し、巡回健康相談チームを編成し、被災地市町村に派遣を行う。なお、市町村からの要請がない場合であっても、県が必要と認めるときには同様の措置を行う。
- （3）医師・保健師が不足する状況においては、災害支援ナース等の協力を得るなどにより、必要な体制の確保に努めるものとする。
- （4）市町村は、巡回健康相談を行うに当たり、重点的に訪問することが必要な者の状況の把握に努めるものとする。
- （5）インフルエンザ等の流行予防のため、避難所において予防リーフレット等の配付を行う。
- （6）県及び市町村は、避難所等における栄養管理・指導等を行うものとする。

2 児童生徒への対応

県及び市町村は、学校における健康相談活動を実施するものとする。

第4節 こころのケア対策

1 他県等への保健師等の派遣要請

- （1）被災者に対する心のケアについては、発災後長期間にわたり実施する必要があるため、従事する職員の不足が考えられるため、県は、必要に応じて他県との応援協定に基づく保健師等の派遣要請を行うものとする。
- （2）その他、必要に応じ介護ヘルパーの協力を得るなどにより、必要な体制の確保に努めるものとする。

2 日本赤十字社への協力

日本赤十字社は、被災地への「こころのケアチーム」の派遣を行っている。県及び市町村はこれに協力するものとする。

3 電話相談窓口の設置

県及び保健所設置市は、総合事務所（保健所）（東部圏域においては鳥取市保健所）に精神科医師及び保健師等による電話相談窓口を設置し、精神保健福祉センターと連携し、被災者のメンタルケアを行う。

4 こころのケアに関する情報提供

県及び保健所設置市（精神保健福祉センター、総合事務所（保健所）（東部圏域においては鳥取市保健所）等）は市町村と連携して、こころのケアに関する情報の提供や知識の普及を行う。また、県は、市町村と連携して、日本赤十字社の「こころのケアチーム」の派遣への協力及び情報の提供を行う。

5 警察本部による被災者支援活動

被災地において警察官等による巡回活動を行い、相談対応及び防犯指導等を実施する。また、自治体等との連携や連絡窓口等の情報提供を行う。

6 児童生徒への対応

県教育委員会及び市町村教育委員会は、被災児童に対するメンタルケアを実施するものとし、状況に応じて、専門家を学校に派遣するものとする。

7 子どものこころのケアチームの編成

県（児童相談所等）が関係機関と連携して子どものこころのケアチームを編成し、避難所や保育所・幼稚園の巡回、避難所に相談室の常設、相談電話を開設するなどにより、子どもの相談に対応する。

また、避難所において「遊び」や「読み聞かせ」などを取り入れたこころのケアを実施する。

第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 住民への健康相談等の実施

2 住民への心のケア対策の実施

災害応急対策編（共通）第15部 ライフライン対策計画

第1章 ライフライン応急対策の調整

（県危機管理部、県生活環境部、県国土整備部、市町村、中国電力、中国電力ネットワーク、鳥取ガス、米子瓦斯、県LPガス協会、NTT西日本、KDDI、NTTドコモ中国支社、ソフトバンク、楽天モバイル）

第1節 目的

この計画は、災害時におけるライフライン事業者相互の調整について定めることを目的とする。

第2節 県災害対策本部のオブザーバー派遣要請

県本部は、ライフライン復旧作業を調整するため、必要に応じ、ライフライン関係機関に対して連絡員の派遣を要請し、各機関と必要な調整を行う。

第3節 ライフライン関係機関等の動員計画及び主な対応等

配備基準等は地震災害によるもの

1 鳥取ガス株式会社、米子瓦斯株式会社

- （1）震度5弱以上で災害対策本部設置。点検を実施。
- （2）震度5強で一般住宅のガスの供給を遮断。（マイコンメーターによる）
- （3）地震動が60カイン以上（震度6～7相当）でガスの供給を停止。

2 中国電力株式会社（鳥取支社）・中国電力ネットワーク株式会社（山陰ネットワークセンター）

配備基準	配備体制	対応等
被害が予測される場合	警戒体制	災害準備対策室等を設置
被害が発生した場合	非常体制	災害対策室等を設置
社会的影響が大きい場合	特別非常体制	特別災害対策室等を設置

*震度5弱以上で自主的な出社を行う。

3 西日本電信電話NTT西日本株式会社（鳥取支店）

- （1）震度5弱で状況に応じて災害対策本部を設置。
- （2）震度6弱で災害用伝言ダイヤルサービスの提供を開始。
- （3）通話の輻湊が発生した場合、自動的に災害時優先電話以外を対象とした規制。

4 KDDI株式会社

- （1）被害状況に応じた災害対策本部の設置
- （2）被害状況に応じた災害用伝言板の用意
- （3）通話の輻湊が発生した場合、自動的に災害時優先電話以外を対象とした規制

5 株式会社NTTドコモ中国支社

- （1）震度5強以上で関係社員は自動参集。
- （2）状況に応じて災害対策本部（又は情報連絡室）を設置。
- （3）震度6弱を目安に災害用伝言板の提供を開始。
- （4）通話の輻湊が発生した場合、自動的に災害時優先電話以外を対象とした規制。

6 ソフトバンク株式会社

- （1）被害状況に応じた対策本部の設置
- （2）震度6弱を目安に災害伝言板の提供を開始
- （3）通話の輻湊が発生した場合、自動的に災害時優先電話以外を対象とした規制

7 楽天モバイル株式会社

- （1）被害状況に応じた対策本部の設置
- （2）被害状況に応じた災害伝言板の用意
- （3）通話の輻湊が発生した場合、自動的に災害時優先電話以外を対象とした規制

8 西日本旅客鉄道株式会社（中国統括本部）

措置の基準	措置の内容
震度4（40ガル以上80ガル未満）	列車を一旦停止させ、点検後異常がない場合運転再開
震度5弱以上（80ガル以上）	全線列車の運転を停止し、点検実施

*被害の規模に応じて災害対策室、災害対策本部を設置。

9 智頭急行株式会社

措置の基準	措置の内容
震度4	運転規制区間内の列車を一旦停止させ、速度制限を行い運転再開
震度5弱以上	運転規制区間の列車の運転を中止

＊被害の状況に応じて災害対策本部を設置。

10 若桜鉄道株式会社

措置の基準	措置の内容
震度4	要注意区間の列車に速度制限を行い運転
震度5弱以上	全線列車の運転を中止し、点検を実施

11 西日本高速道路株式会社（中国支社）

措置の基準	措置の内容
震度4以上	速度規制の実施
震度5弱以上	区間内の通行を止め、通行止め区間を点検

＊道路管制センター（広島）が通行止め区間、速度規制を料金所へ通知する。

12 日本放送協会（日本放送協会鳥取放送局）

配備基準	放送の対応
震度2以下	関係地域で画面に地震に関する文字情報を表示
震度3～4	画面に地震に関する文字情報を表示
震度5弱～5強	画面に地震に関する文字情報を表示、又は全部の放送を中止して地震情報を全国放送（状況により判断）
震度6弱以上	全部の放送を中止し、地震情報を全国放送

＊明確な基準はないが、被害の状況に応じて一種体制～三種体制の配備体制をとる。

13 一般社団法人鳥取県LPGガス協会

- （1）震度5以上の地震が発生した場合、災害対策本部を設置する。
- （2）被害が最も大きい支部に現地対策本部を設置する。
- （3）二次被害防止のため、被害情報の収集と緊急措置及びLPGガス供給先の応急措置、被災地住民のための応急供給を円滑に実施する。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 水道管理者による水道施設応急対策

第2章 電力施設応急対策

（中国電力、中国電力ネットワーク、県危機管理部、県企業局）

第1節 目的

この計画は、県内における電力施設の現況を把握し、災害時に際して電力施設の防護及び復旧の迅速化を図り、電力の供給を確保することを目的とする。

第2節 災害対策室等の設置

中国電力鳥取支社及び中国電力ネットワーク山陰ネットワークセンターは、災害の発生が予想されるとき又は発生したときは災害対策室等を設置し、必要な体制を整えるものとする。

＊「中国電力鳥取支社災害対策実施要領」及び「中国電力ネットワーク山陰ネットワークセンター非常災害対策実施要領」による。

第3節 応急対策要員の確保

応急対策に従事可能な人員をあらかじめ調査し、把握しておくとともに、速やかに対応できるようにしておくものとする。

- 1 人員の動員体制を確立すると同時に連絡方法を明確にしておくものとする。
- 2 協力会社（請負者等）及び他支社等へ応援を求める場合の連絡体制を確立するものとする。

第4節 情報の収集、連絡

- 1 災害時における情報の収集・連絡は、「中国電力鳥取支社災害対策実施要領」及び「中国電力ネットワーク山陰ネットワークセンター非常災害対策実施要領」に定める組織により実施するものとする。

また、情報の連絡、指示、報告等のため、次の施設を利用するものとする。

（1）保安用通信設備 （2）移動無線設備 （3）携帯用無線設備

- 2 県の災害対策本部が設置された場合、もしくは災害の態様によっては災害警戒本部が設置された際には、必要に応じて中国電力は県が設置する本部にリエゾンを派遣するものとする。

第5節 災害時における危険予防措置

災害時において送電を行うことが危険であると認められる地域に対しては、送電の遮断等、適切な危険予防措置を講ずるものとする。

第6節 被害状況の早期把握

全般的被害状況の把握の遅速は復旧計画策定に大きく影響するので、ヘリコプターやドローンの活用などあらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努めるものとする。

また、県がヘリコプターやドローン等で把握した被害情報を必要に応じ中国電力に提供するものとする。

第7節 災害時における復旧資材の確保及び復旧作業の支援

- 1 中国電力鳥取支社及び中国電力ネットワーク山陰ネットワークセンターは、発電機車、復旧資材等を常に把握しておくとともに、調達を必要とする資材は可及的速やかに確保するものとする。
- 2 復旧資材の輸送は、あらゆる輸送会社の協力を得て輸送力の確保を図るものとする。
- 3 資機材の確保等について、県や市町村等による協力が必要な場合は、県は可能な範囲で協力するとともに市町村等との調整に協力するものとする。
- 4 中国電力鳥取支社及び中国電力ネットワーク山陰ネットワークセンターは、電力施設の復旧にあたり、樹木の伐採等の支援が必要な場合は県へ協力を要請するものとし、県は必要に応じて国、市町村と連携して可能な範囲で協力するものとする。

第8節 応急送電等

災害復旧の実施に当たっては、原則として人命にかかわる施設、官公署、報道機関、避難場所等を優先的に送電するものとする。

県は、大規模停電が発生している場合、要配慮者利用施設や災害対策拠点の非常用電源の稼働状況を確認し、早期の電源の確保が必要と判断する場合は、国や電気事業者等と調整の上、電源車等の派遣を行うものとする。

第9節 災害時における広報活動

送電による人災、火災の防止及び電力施設の被害状況、復旧見込み等について、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や広報車を通して広報するとともに、県に対しても速やかに情報提供するものとする。また、特に電力が不足している際は、住民、企業に対する節電協力を呼びかける。

県は、中国電力及び中国電力ネットワークからの情報提供を受け、速やかに県ホームページ等で広報するものとする。

第10節 県企業局が所管する各発電施設の応急対策

県企業局は、災害時に際して発電施設の防護及び復旧を行うための所要の対策を講じ、電力供給の確保に努めるものとする。

第11節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項について、本章においては特に該当は無い。

第3章 ガス施設応急対策

（鳥取ガス、米子瓦斯、県危機管理部）

第1節 目的

この計画は、非常災害時におけるガス（LPガスを除く。以下この章において同じ。）の供給確保等及びガス施設（LPガス施設を除く。以下この章において同じ。）の早期復旧を図ることを目的とする。

第2節 実施責任者

ガス事業者（ガス事業法第2条第11項に規定する「ガス事業者」をいう。）は、その必要度、緊急度及び公共性に応じて迅速な応急措置を実施することによりガス供給の確保を図るものとする。

第3節 応急対策

- 1 ガス事業者は、緊急出動体制（人員、車両、装備、資機材連絡通報等）の充実及び、供給停止のためのバルブの増設に努めるものとする。
- 2 ガス事業者、警察及び消防署は、ガス事故が発生したことを覚知したときは、直ちに相互に通報する。
- 3 ガス事業者は、ガス製造原料及び電力を確保する。
- 4 ガス事業者は、被災施設、設備等の状況を調査、把握し、災害の状況により供給停止の処置をとり、必要に応じて導管内の残留ガスの放散を行う。
- 5 ガス事業者は、ガス事故が発生したときは、直ちに出勤して応急措置を講ずる。また、警察、消防機関においても迅速な出勤を行い、住民の保護を図るため、立入禁止、避難誘導等の措置を取るとともに、付近住民に対し事故の状況の広報、取るべき措置等を徹底するよう努める。
- 6 ガス事業者は、ガスの供給停止及び再開については、あらゆる広報媒体を利用し需要家庭に周知徹底を図る。
- 7 県は、ガスに関連する県内の状況について、県ホームページ等を通して広報するものとする。
- 8 ガス施設、設備等の被災箇所を発見した者は、直ちにガス会社に通報するよう住民に協力を要請する。

第4節 応急対策上の注意点

- 1 ガスは可燃性であるので、ガス漏えいに起因する二次的災害（爆発等）を起こさないよう十分注意する。このため、必要に応じて空気呼吸器を準備するとともに、火気の取扱いには特に注意しなければならない。
- 2 ガスの供給を停止して再開する際は、コックの締め忘れによる事故が予想されるので、需要家庭全部に完全に周知徹底させる必要がある。このため、関係市町村、警察、消防機関、報道機関等に対し協力を要請する。
- 3 一般市民の立入禁止及び避難についても、関係機関の協力を要請する。

第5節 その他必要とする事項

ガス事業者は、ガス製造所内で災害が発生した時は、引火性危険物等が貯蔵されているので、化学消防車の出動を要請する。

第6節 ガス施設の所在・名称・状況等

県内における各ガス会社の施設の状況は、資料編のとおりである。

第7節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項について、本章においては特に該当は無い。

第4章 LPガス応急対策

（県LPガス協会、県危機管理部）

第1節 目的

この計画は、災害時におけるLPガスの供給確保及びLPガス施設の早期復旧を図ることを目的とする。

第2節 実施責任者

県LPガス協会は、その必要度、緊急度及び公共性に応じ迅速な復旧活動を実施して、LPガス供給の確保を図る。

第3節 復旧対策

- 1 県LPガス協会は、災害対策本部を設けるとともに、警察及び消防署よりLPガス事故の通報を受けたときは、被災地のあらかじめ定めている防災事業所に通報し緊急出動体制を整えとともに、災害を受けていない支部・地区に対し緊急応援を求める。
- 2 県LPガス協会は、災害発生直後のLPガスの二次災害を防止するために、災害発生後速やかに緊急措置点検を行うものとする。
- 3 県LPガス協会は、緊急措置点検終了後から概ね2週間程度を目処として在宅の消費者先、仮設供給が可能な個所へ二次災害防止のための関連設備の点検とLPガスの使用を可能な状態にするための応急措置を行うものとする。
- 4 県は、県LPガス協会からの要請に基づき、LPガスの二次災害を防止するために必要な情報を、県ホームページ等を通して広報するものとする。

第4節 LPガスの応急供給

- 1 県及び市町村は県LPガス協会と、県内において地震、暴風、洪水その他の自然現象による災害が発生した場合のLPガスの応急供給について、「緊急用LPガスの調達に関する協定」を締結する。
- 2 LPガスの応急供給における緊急用LPガスとは、LPガスのほかに容器、燃焼器具、その他のLPガスを燃料として使用するために必要な器具を含んだものをいう。
- 3 市町村は、LPガスの応急供給の必要性を認めたときは、「緊急用LPガスの調達に関する協定」に基づき、県LPガス協会に直接又は県を通じてLPガスの供給要請を行うものとする。
- 4 県LPガス協会は、県又は市町村からの要請に基づき供給物資の搬送を行わせるものとする。
- 5 県LPガス協会は、平常時からLPガス応急体制の整備を行うものとする。

第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 LPガスの応急供給が必要な場合のあっせん依頼

第5章 水道施設応急対策

（県生活環境部、市町村、企業局）

第1節 目的

この計画は、風水害等により水道施設（工業用水施設を含む。）が被害を被った場合において、迅速な応急措置を実施して、水道施設の早期復旧により飲料水等生活用水の確保を図ることを目的とする。

第2節 実施責任者

水道管理者（市町村、県企業局）は、災害により水道施設が被害を被った場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、応急復旧を行うものとする。

また県は、水道管理者の能力を超える事態にあっては、これを支援する。

第3節 応急対策

1 水道管理者における措置

- （1）あらかじめ定めた計画に基づく非常時の配備体制により要員を確保する。
- （2）直ちに水源地、浄水場、配水池、管路の被害状況の調査、点検を実施し、その状況について県に報告する。
- （3）応急復旧に必要な資機材の確保に努め、必要に応じ関連事業者に協力を依頼する。
- （4）緊急度に応じ速やかな応急復旧を実施するとともに、自ら実施することが困難な場合、県及び他の水道事業者に支援を要請する。
- （5）施設の被害状況及び復旧見込み等を広報し、住民の不安解消に努めるものとする。また、水道施設の復旧には相当の期間を要する可能性が高いことから、各家庭での節水協力などについても併せて広報を行う。

2 県における措置

- （1）水道管理者（市町村）から応急復旧に係る応援要請があった場合は、鳥取県管工事業協会及び他の水道管理者へ応援の要請を行う。
 - ・「災害時における水道施設等復旧に係る応急対策への協力に関する協定」（県管工事業協会）
- （2）被災市町村と連絡が取れない、又は被災市町村の被害状況が把握できない場合は、県職員を被災市町村に派遣し、被害状況の把握に努める。
- （3）被害状況及び復旧見込みに係る情報を適宜収集し、県ホームページ等を用いて広報する。
- （4）「地震時における水道の応急対策行動指針」に基づき、より具体的な応急復旧応援要請等を実施する。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 水道管理者による水道施設応急対策

- （1）災害時の要員確保
- （2）被害状況の調査、点検
- （3）応急復旧に必要な資機材の確保
- （4）応急復旧の実施及び応援要請
- （5）住民への広報

第6章 下水道施設応急対策

（県生活環境部、市町村）

第1節 目的

この計画は、風水害等により下水道施設が被害を被った場合において、迅速な応急措置を実施して下水道施設の早期復旧を図るとともに、二次災害の発生を防止することを目的とする。

第2節 実施責任者

下水道管理者（県、市町村）は、災害により下水道施設が被害を被った場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのあるものについては応急復旧を行うものとする。

第3節 応急対策

1 下水道管理者における措置

- （1）あらかじめ定めた計画に基づく非常時の配備体制による要員を確保する。
- （2）直ちに管きょ・ポンプ場・終末処理場の被害状況の調査、点検を実施し、その状況について県に報告する。
- （3）応急復旧に必要な資機材の確保に努め、必要に応じ関連事業者に協力を依頼する。
- （4）緊急度に応じ速やかに応急復旧を実施するとともに、自ら実施することが困難な場合、県及び他の下水道管理者に支援を要請する。
- （5）施設復旧に際しては相当の期間を要する可能性が高いが、下水道施設台帳等の活用により可能な限り早期の復旧に努めるものとする。
- （6）施設の被害状況及び復旧見込み等を広報し、住民の不安解消に努めるものとする。

2 県における措置

- （1）災害の状況に応じて、公益財団法人日本下水道協会中四・四国ブロックで定めるルールに則り、下水道対策本部を設置し、被災状況及び支援要請の取りまとめ、支援計画の立案等を行うとともに、必要に応じて広域的な支援要請を行うものとする。
- （2）被害状況及び復旧見込みに係る情報を適宜収集し、県ホームページ等を用いて広報する。
- （3）被災市町村から協力要請があった場合、一般社団法人鳥取県浄化槽協会に避難所等防災拠点における浄化槽施設の復旧工事等に係る協力を要請する。
 - ・「災害時における浄化槽の点検・復旧等に関する協定書」（一般社団法人鳥取県浄化槽協会）

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 下水道管理者による下水道施設応急対策

- （1）災害時の要員確保
- （2）被害状況の調査、点検
- （3）応急復旧に必要な資機材の確保
- （4）応急復旧の実施及び応援要請
- （5）住民への広報

第7章 電信電話施設等応急対策

（NTT西日本）

第1節 目的

この計画は、災害発生時に県・市町村及びその他指定行政機関等と連携して、重要通信の確保はもとより、被災地域における通信の孤立を防ぎ、一般の通信も最大限確保することを目的とする。

第2節 災害対策本部の設置

NTT西日本は、災害が発生した場合に被災状況等の情報連絡、通信確保、被害設備の復旧、広報活動等の業務を迅速かつ的確に実施するため、被災規模に応じて、鳥取支店及び本社に対策本部を設置し、これに対処する。

第3節 通信の確保と措置

1 通信の確保

- （1）超短波可搬型無線機、通信衛星を使用した臨時回線及び臨時公衆電話の設置
- （2）応急用市内・光ケーブル等による回線の応急措置
- （3）移動電源車又は携帯用発動発電機により、広域停電・長時間停電における通信電源の確保

2 一般通信の利用制限と輻輳緩和

通信設備の被災や輻輳により、通信が著しく困難となり、非常通信等を確保するため必要があるときは、電気通信事業法の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置を行うが、被災地への安否確認等については、「災害用伝言ダイヤル（171）」、「災害用伝言板（Web171）」の提供により、輻輳の緩和を図る。

3 公衆電話の無料化

災害による停電時には、テレホンカードが使用できないとともに、コイン詰まりが発生し公衆電話が利用できなくなることから、広域災害時（災害救助法発動時）には、公衆電話の無料化を行う。

第4節 設備の応急復旧

被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、被災規模により、復旧に要する要員、資材等を確保し実施する。

応急復旧のために通信機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、総務省中国総合通信局を通じて県災害対策本部に協力を要請するものとする。

第5節 応急復旧等に関する広報

1 NTT西日本における措置

- （1）電気通信設備等の被災状況・応急復旧の状況、通信及び利用制限措置の状況など利用者の利便に関する事項について、ホームページ、広報車又は報道機関等を通じ、広報を行う。
- （2）県・市町村に対して被害状況・復旧状況等の情報連絡を行う。
- （3）応急復旧に際して、樹木の伐採等の支援が必要な場合は、県へ協力を要請する。

2 県における措置

- （1）被害状況及び復旧見込みに係る情報を適宜収集し、県ホームページ等を用いて広報する。
- （2）NTT西日本から応急復旧に際して支援を求められた場合は、可能な限り協力する。

第6節 災害復旧

災害復旧工事は応急復旧に引き続き、県・市町村・指定公共機関及びライフライン関係機関と連携して、対策本部との指揮により実施する。

第7節 情報の収集、連絡

県の災害対策本部が設置された場合、もしくは災害の状況によっては災害警戒本部が設置された際には、必要に応じて県が設置する本部にリエゾンを派遣するものとする。

第8節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項について、本章においては特に該当は無い。

第8章 携帯電話応急対策

（KDDI、NTTドコモ中国支社、ソフトバンク、楽天モバイル）

第1節 目的

この計画は、災害発生時に県、市町村及びその他関係機関が連携し、被災地における携帯電話通信を確保することを目的とする。

第2節 災害対策の体制

1 KDDI

災害の規模に応じて、必要と認める場合は本社に対策本部等を設置するほか、必要な体制をとって県と連絡調整を行い、以下の対策を実施

- ・被災状況等の情報連絡
- ・通信の利用制限、重要通信の確保
- ・被害設備の復旧
- ・広報活動

2 NTTドコモ中国支社

状況に応じて災害対策本部（又は情報連絡室）を設置するほか、必要な体制をとって県と連絡調整を行い以下の対策を実施。

- ・被災状況等の情報連絡
- ・通信の利用制限、重要通信の確保
- ・被害設備の復旧
- ・広報活動

3 ソフトバンク

災害の状況に応じた対策組織を設置するほか、必要な体制をとって県と連絡調整を行い、以下の対策を実施。

- ・被災状況等の情報連絡
- ・通信の利用制限、重要通信の確保
- ・被害設備の復旧
- ・広報活動

4 楽天モバイル

災害状況に応じて対策本部等を設置するほか、必要な体制をとって県と連絡調整を行い、以下の対策を実施。

- ・被災状況等の情報連絡
- ・通信の利用制限、重要通信の確保
- ・被害設備の復旧
- ・広報活動

5 県

必要に応じ、その他の携帯電話サービス事業者の体制を確認し、連絡調整を図るものとする。

第3節 応急対策

1 設備の応急復旧

被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、被災規模により、復旧に要する要員、資材等を確保し実施する。

応急復旧のために通信機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、総務省 中国総合通信局を通じて県災害対策本部に協力を要請するものとする。

2 最小限の通信確保

（1）災害により通信が途絶する最悪の場合でも、最小限の通信を確保。

- ・被災地の主要場所における携帯電話又は衛星携帯電話の貸し出し
- ・県、市町村等の災害対策本部への携帯電話又は衛星携帯電話の貸し出し

（2）移動基地局車等を使用し、暫定的な通信の確保

3 通信コントロール等の実施

（1）携帯電話用災害用伝言板サービスの提供

- ・被災者の安否情報等の登録
- ・災害用伝言板への登録をメールで通知
- ・E-zWeb、iモードサービスやインターネットによる登録情報の確認

（2）音声通話とパケット通信の独立ネットワークコントロール

- ・音声通話とパケット通信のそれぞれの通信量に応じた柔軟なネットワークコントロールを実施

（3）災害用音声トーキガイダンス

- ・災害用災害伝言板サービスの利用呼びかけによる音声通話の集中を回避

第4節 応急復旧等に関する広報

1 KDDI、NTTドコモ中国支社、ソフトバンク及び楽天モバイルにおける措置

テレビ・ラジオ放送・新聞への情報提供及びホームページ等を用いて広報。

- ・通信のそ通状況
- ・通話の利用制限の措置状況
- ・携帯電話用災害伝言板サービスの提供（又は用意）
- ・被災した設備の応急復旧の状況
- ・特設携帯電話の設置場所を周知するとき

2 県における措置

被害状況及び復旧見込みに係る情報を適宜収集し、県ホームページ等を用いて広報。

第5節 災害復旧

災害復旧工事は応急復旧に引き続き、県・市町村・指定公共機関及びライフライン関係機関と連携して、対策本部との指揮により実施。

第6節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項について、本章においては特に該当は無い。

第9章 燃料確保の応急対策

（県危機管理部、県生活環境部）

第1節 目的

この計画は、災害発生時に関係団体と連携して、応急対策に要する緊急車両等の燃料の緊急確保を図るとともに、一般用途の燃料供給を早期に復旧させることを目的とする。

第2節 燃料の補給及び備蓄等の体制

1 車両等の燃料補給体制等

災害予防編（共通）第4部第2章「資機材等の整備」のとおり。

2 ヘリコプターの燃料補給体制等

災害予防編（共通）第7部第5章「航空機活用体制の整備」のとおり。

第3節 燃料の応急調達

- （1）県は、災害発生時等において、必要があると認めるときは、「災害時における生活関連物資及び自動車燃料の調達に関する協定」に基づき、鳥取県石油商業組合に燃料等の調達を要請するものとする。
- （2）県は、災害時において、燃料が被災地において不足している場合には、政府の現地対策本部を通じ、国（資源エネルギー庁）の応援を要請するものとする。
- （3）県は、市町村や警察機関、消防機関、その他応急対策を行う関係機関等の求めに応じて、燃料等の調達に努めるものとし、あらかじめ定めた優先順位を基本に、公共性及び緊急性に応じて調整を行い、割り当てるものとする。
- （4）緊急消防援助隊の燃料の調達については、災害予防編（共通）第4部第4章「消防活動」のとおり。

第4節 通行不能車両に対する措置

豪雪時の事故渋滞等に伴う通行不能車両が多数発生した場合等の対応については、必ずしも車両内に滞在させるとは限らないが、燃料がなくなることから直ちに生命の危険が生じるおそれが生じることから、県及び市町村は、応急給油の対応の必要性について早急に検討するとともに、対応の準備を行うものとする。

第5節 応急復旧等に関する広報

県は、被害状況及び復旧見込みに係る情報を適宜収集し、県ホームページ等を用いて広報する。

第6節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 県に対する燃料の調達要請
- 2 豪雪時等の通行不能車両に対する早期の対応

災害応急対策編（共通）第16部 復旧・復興計画

第1章 公共施設の災害復旧

（県福祉保健部、県子ども家庭部、県生活環境部、県農林水産部、県県土整備部、県教育委員会、市町村）

第1節 目的

この計画は、公共施設の災害復旧について定めることを目的とする。

第2節 災害復旧事業の実施

公共施設の災害復旧は、実施責任者（指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他執行機関、指定地方公共機関その他法令の規定により、災害復旧の実施について責任を有する者）において実施するものとするが、その災害復旧事業の種類は概ね次のとおりとする。

1 公共土木施設災害復旧事業

（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法）

- （1）河川
- （2）海岸
- （3）砂防設備
- （4）林地荒廃防止施設
- （5）地すべり防止施設
- （6）急傾斜地崩壊防止施設
- （7）道路
- （8）港湾
- （9）漁港
- （10）水道
- （11）下水道
- （12）公園

2 農林水産業施設災害復旧事業

（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律）

3 都市災害復旧事業

（都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針）

4 清掃施設等災害復旧事業

（清掃法）

5 社会福祉施設災害復旧事業

（生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、売春防止法）

6 公立学校施設災害復旧事業

（公立学校施設災害復旧費国庫負担法）

7 公営住宅災害復旧事業

（公営住宅法）

8 公立医療施設災害復旧事業

（医療法、伝染病予防法）

9 その他の災害復旧事業

第3節 災害復旧事業の留意点

災害復旧事業は、応急対策実施の段階から事業実施の準備作業が必要となり、多くの技術職員がその対応に従事することとなるため、そのことを勘案した上で、技術職員の応援を求める等、必要な人員の確保に努めるものとする。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 災害復旧計画に基づく公共施設の災害復旧の実施

第2章 災害復興計画

（県危機管理部、県令和の改新政策戦略本部、関係各部局、警察本部、市町村）

第1節 目的

この計画は、速やかな復興計画の策定と円滑な事業実施により、著しい被害を受けた被災地域の円滑な社会経済活動及び被災者の生活安定を一刻も早く推進することを目的とする。

第2節 災害復興の進め方

災害復興においては、被災地域の再建は、都市構造や地域産業基盤の改変を要し、県民や多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業となることから、応急対策の段階から復興計画の策定に着手するものとする。

これを迅速かつ効果的に実施するために、概ね次の手順で行うものとする。

1 復興対策組織・体制の整備

- （1）被災直後の救助救出、応急復旧中心の体制と並行して速やかなから災害復興の体制を構築へ円滑に移行できるよう、県及び市町村は、必要に応じて災害復興本部等の総合的な組織体制を整備するものとする。
- （2）県は、鳥取県行政組織規則第3条の規定に基づき、臨時又は特命の事項を処理させるための横断的な組織として、必要に応じて災害復興本部を設置するものとする。
- （3）災害復興本部の組織・運営は、災害の規模、被害状況等を勘案し、決定することとする。
- （4）災害復興本部の運営に当たっては、災害対策本部が実施する事務との整合性を図ることとする。

2 復興基本方針の決定

県及び市町村は、災害復興に係る基本方針を災害復興本部会議等の審議を経て、できるだけ早期に策定し、公表するものとする。

3 復興計画の策定

- （1）県及び市町村は、事業を速やかに実施するための復興計画を作成し、速やかに公表するとともに、計画的に復興を進めるものとする。
- （2）計画作成に当たっては、関係機関と調整を図りながら、既存の他の計画・事業等との整合性を図りつつ実施するものとする。なお、復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分配慮するものとする。
- （3）復興計画の策定準備段階に当たっては、多様な価値観を持った様々な行動主体からの参画を得るため、必要に応じて次の取組を実施する。
 - ①被災者、各分野にわたる有識者、住民団体等への意見募集
 - ②有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置
 - ③様々な分野におけるシンポジウム、フォーラムの開催等
- （4）復興計画の構成例を以下に示す。
 - ①基本方針
 - ②基本理念
 - ③基本目標
 - ④施策体系
 - ⑤復興事業計画 等

想定される事業分野（生活、住宅、保健・医療、福祉、教育・文化、産業・雇用、環境、都市及び都市基盤等）

4 復興事業の実施

復興事業の実施に当たっては、住民の合意を得つつ、国・県・市町村の密接な連携・調整のもと、円滑な事業遂行に努めるものとする。

5 復興事業の点検

復興事業の推進は長期にわたることから、県及び市町村は、復興事業の実施中又は実施後において、定期的に県民生活の復興状況やニーズとの乖離等について有識者等による点検を行い、必要に応じて事業変更又は支援事業の実施を行うものとする。

6 分野別緊急復興計画の策定

上記に記載する復興計画のほか、災害の規模や社会情勢等の状況により特に重要かつ緊急の対応が必要な分野があると認める場合は、復興計画の策定と平行して、当該分野に係る緊急復興計画を策定することとする。

第3節 留意事項

県及び市町村は、計画的な復興を進めるために、次の事項に留意するものとする。

1 事前復興対策（復興手順の明確化、基礎データの整備）

災害復興に当たっては、限られた時間内に復興に関する意思決定、都市計画決定や人材の確保等膨大な作業を

処理する必要があるため、復興対策の手順の明確化、復興に関する基礎データの整備等事前に確認・対応が可能なものについて把握しておくものとともに、事前復興計画の作成等早期の復興に係る準備をしておくものとする。

2 住民の合意形成

地域復興の主体はその地域の住民であることから、早期にまちづくりに関する協議会等を設置するなど、地域住民の意見等を反映させながら、復興計画のあり方から復興事業・施策の展開に至る災害復興のあらゆる段階において、地域住民の参加と協力を得て行うものとする。この際、女性や高齢者の視点等、多様な視点が反映されるよう、意見反映の方法に配慮する必要がある。

決定事項については速やかに公表し、周知徹底を図るものとする。

3 技術的・財政的支援

県は、市町村が円滑に復興対策を実施できるよう、必要に応じて連絡調整や技術的支援等を行うための職員を派遣するものとする。

また、必要に応じ、国や他の自治体に対し職員の派遣その他の協力を求めるとともに、被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図るものとする。

（参考）鳥取県西部地震における復興本部の設置状況等

平成12年10月に発生した鳥取県西部地震において、災害対策本部を設置していた県は鳥取県西部地震災害復興本部を設置し、災害復興対策への対処を行った。

平成15年12月に全ての災害復旧工事を終え、全ての復興対策が完了したことから、平成16年4月に同復興本部を廃止した。

1 経緯

平成12年10月6日	鳥取県西部地震発災
同日	県災害対策本部設置
平成12年11月2日	鳥取県西部地震災害復興本部設置規則を公布・施行
同日	鳥取県西部地震災害復興本部を設置（県災害対策本部から移行）
同日	災害復興推進室、災害復興推進室西部事務所を設置
平成16年3月30日	鳥取県西部地震災害復興本部設置規則を廃止する規則を公布
平成16年4月1日	同規則を施行
同日	鳥取県西部地震災害復興本部を廃止
同日	災害復興推進室、災害復興推進室西部事務所を廃止

2 鳥取県西部地震災害復興本部の構成

- （1）本部長：知事
- （2）本部長：各部長、出納長、教育長、防災監
- （3）事務局：災害復興推進室

3 鳥取県西部地震災害復興本部の業務

- （1）土木・農林水産その他の施設の災害復旧に関すること
- （2）被災住民の生活再建、生産活動の支援に関すること
- （3）被災市町村の支援に関すること
- （4）その他鳥取県西部地震に係る災害復興対策に関すること

（参考）鳥取県中部地震における復興本部の設置状況等

平成28年10月21日	鳥取県中部地震発災
同日	県災害対策本部設置
平成28年11月21日	「鳥取県中部地震復興本部」を設置
	・本部長：知事 ・副本部長：副知事、統轄監
	・本部長：各部長 ・事務局：とっとり元気戦略課ほか関係課職員
平成28年12月31日	県災害対策本部廃止
平成29年4月1日	「鳥取県中部地震復興本部事務局」及び「震災活動復興支援センター」を設置

第4節 資金計画

県、市町村は、災害復旧についての資金需要を迅速に把握し、適切かつ効果的な資金の融資、調達を行うため、必要な措置を講ずるものとする。措置の概要は次のとおりである。

- 1 災害関係経費に係る資金需要を迅速、的確に把握する。
- 2 一時借入金及び起債の前借等により、災害関係経費を確保する。
- 3 地方交付税の繰上げ交付を国へ要請する。
- 4 歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債について調査し、事業執行計画に万全を期する。

第5節 暴力団の復旧・復興事業への参入の実態把握と排除

- 1 警察本部は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除に努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、復旧・復興事業への暴力団等の参入・介入を防ぐため、平素から公共工事等における暴力団排除規定を整備するとともに、災害時応援協定における暴力団排除条項の規定整備に努めるものとする。

第6節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 災害復興対策に関すること
 - (1) 災害復興組織・体制の整備
 - (2) 復興基本方針の決定
 - (3) 復興計画の策定
 - (4) 復興事業の実施
 - (5) 復興事業の点検
- 2 資金融資、調達のための措置